

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年11月



株式会社ZEALS

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式3,251,250千円（見込額）の募集及び株式7,516,584千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,701,207千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年11月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券報告書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ZEALS

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

本ページ及びこれに続く写真・カラー図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 | 経営理念・ビジョン

コミュニケーションを科学し、 おもてなしに革命を

当社は「おもてなし革命」というビジョンを掲げ、チャットボットを中心としたコミュニケーション技術を科学し、接客・おもてなしの体験をデジタル化することで、お客様と新たな接客のあり方を共創してまいります。

2 | 事業の内容

当社は、チャットボット^(注1)を通じておもてなしを提供する顧客エンゲージメント^(注2)プラットフォームを提供しております。

当社のサービスは、チャットボット技術を用いることで、クライアントがユーザーに対してLINEやFacebook messengerなど身近なプラットフォームを通じ、従来は実店舗でしか受けられなかった接客体験を提供いたします。サービス提供に当たっては、商品購入・来店予約・会員登録など、クライアントそれぞれの目的に合わせた最適なコミュニケーションの流れを当社が設計しており、個々のユーザーに合わせた接客体験をチャットボットによって自動で提供することが可能となります。

例として、商品購入を目的とする場合、主なサービス提供の流れは以下の通りです。



(注) 1. チャットボットとは、LINEやFacebook messengerなどのプラットフォーム上で、エンドユーザーと自動的に会話を行うシステムであります。
2. エンゲージメントとは、広告などのマーケティング手段によって顧客の注意や興味を引きつけながら企業と顧客のつながりを強固なものにすることです。

当社サービスが選ばれる理由

(1) 双方向のマーケティングによる高CVR（成果率）の実現

従来の課題

一般的な広告
(紙面/Web/
アプリ)

- 属性データに基づく画一的かつ一方的なマーケティングという印象に繋がりがやすい

当社サービス

- 会話データ等の動的データに基づきパーソナライズされた双方向のマーケティングが可能
- ランディングページ等と比較して高い成果率（CVR）を実現

(2) 消費者行動の多様化に合ったエンゲージメント構築ツール

従来の課題

EC

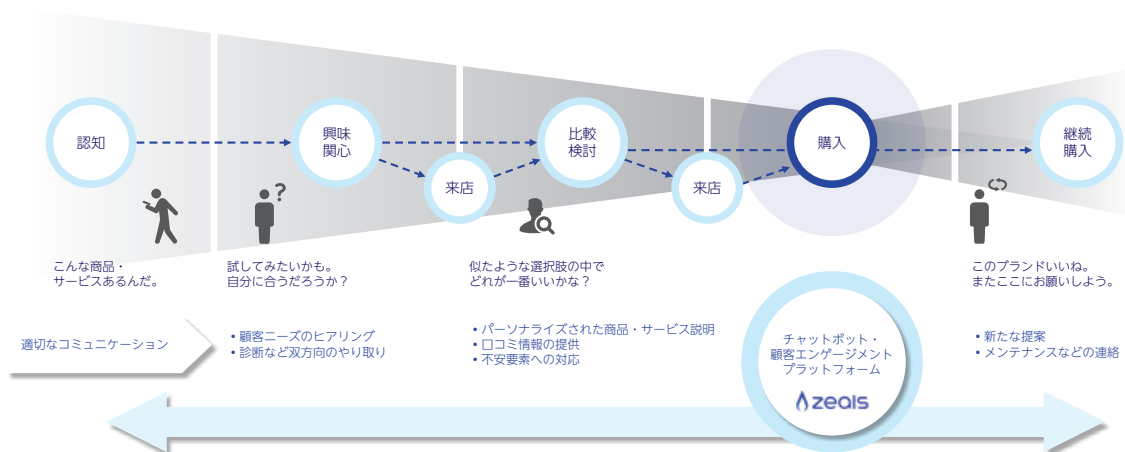
- 実店舗で提供するような接客や提案が十分できていない

実店舗

- 実店舗を訪れた後にインターネットで比較検討するなど消費者行動は多様化
- 来店時にしか接客体験を提供できなかったため、次回来店時までの間、コミュニケーションが途切れ、顧客エンゲージメント消失に繋がりが得るポイントが存在

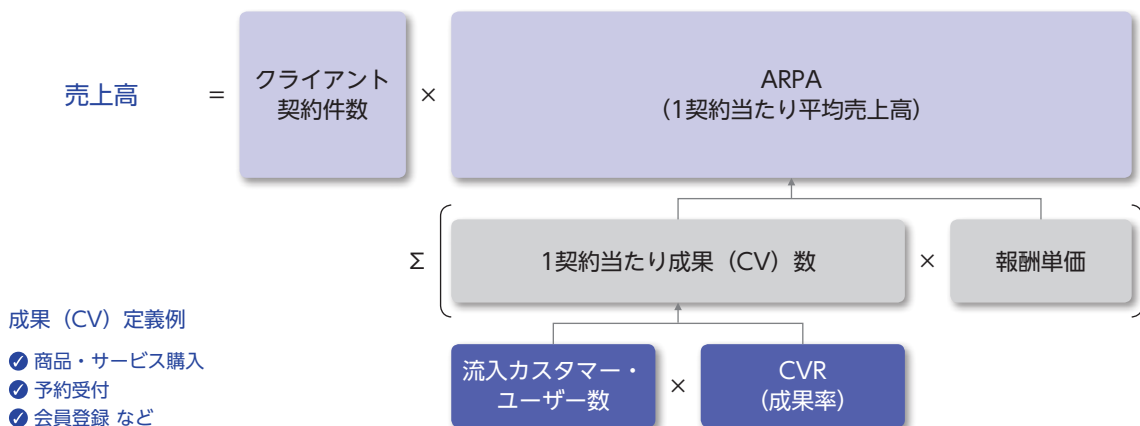
当社サービス

- チャットボットがニーズのヒアリングや診断、不安要素の解消対応等、接客体験を提供
- 商品購入までの間、継続的にかつ商品の購入以降も継続購入に向けて新たな提案等の連絡を行うことで、継続的かつ持続的なエンゲージメントを構築
- オンライン・オフラインを問わずカスタマージャーニー全域においてコミュニケーションを取ることで、カスタマーの離脱防止を図ることが可能



当社のビジネスモデル

- 原則として初期費用・システム利用料無料の成果報酬型課金
- 導入クライアント側の手間は当社が設計したシナリオのレビューのみ
- 成果が見えない中で初期コストを負担することがないため、クライアントにとって導入しやすいサービス設計
- 成果報酬制の下でクライアントの成果に徹底的に向き合っており、高いパフォーマンスと満足度を実現する一因に



当社サービスの状況

コスメ、健康食品、エステ、人材、教育、金融等の業界を中心に、エンタープライズ（大規模企業）を含め幅広い企業にサービスを提供しております。

➤ 契約アカウント数 ^(注1)

245

➤ ARPA ^(注2)

約76万円

➤ 平均修正解約率 ^(注3)

0.54%

➤ 登録ユーザー数 ^(注4)

約2,400,000

➤ CVR ^(注5)

9.6%

➤ 累積蓄積会話数 ^(注6)

約5.5億回

(注) 1. 契約アカウント数は、2021年9月単月の数値

2. ARPAは、2022年3月期第2四半期の数値であり、成果報酬売上を課金発生アカウント数により除して算出

3. 平均修正解約率は、2021年9月末における直近12ヶ月の平均修正月次解約率を記載しております。修正月次解約率とは、当月に課金が発生したアカウント数を母集団に、契約満了及び単月5万円を超える課金が一度も発生していなかったアカウントの解約を除く修正解約件数に基づき解約率を算出

4. 登録ユーザー数は、2021年9月末における当社保有契約アカウント毎の登録ユーザーの合計値であり、チャットボットの登録を離脱したユーザーは除外して算出

5. CVRは、2021年9月末時点の数値であり、月間の成果数を当該月の新規登録ユーザー数で除した数値の、直近12か月平均値

6. 累計蓄積会話数は、2021年9月末時点の数値であり、当社チャットボット内で当社から送付したメッセージ数、メッセージ開封やボタン等によるリプライ並びに自由発話等のリスボンズ数、顧客ランディングページへの遷移数の合計

サービスの特徴

(1) 大量の会話データを活かしたコミュニケーション・ノウハウ

- 当社には大量の会話データが蓄積されており、それらを基に、ユーザーの行動、ユーザー流入・CVを含めた活動時間帯、ブロックタイミング等、様々な角度から定量的・定性的分析を実施
- 当社のコミュニケーションデザイナーチームが、これらの分析データやナレッジを活かし、**より高いCV（成果）を創出するプロセスの制作、運用改善**を行う
- コミュニケーションデザイナーは、リサーチ、戦略策定、コンテンツ設計、ライティング・クリエイティブの作成等を行い、**一気通貫のコミュニケーションデザイン**を提供


(2) 戦略的なパートナーシップ

- 当社株主である株式会社サイバーエージェント、株式会社電通、株式会社博報堂をはじめとする約80社の代理店^(注)と提携関係
- 人件費の拡大を抑制しながら販売を拡大させることが可能
- メインとして活用するプラットフォームのLINEに関しては、当社はZ Venture Capital株式会社を株主として迎える等、強固な連携関係を構築

(3) エンゲージメント構築をサポートする充実した機能

- LINEの提供するAPIのほぼ全てに対応する**幅広い機能**を備え、ユーザーによる商品・サービスの認知・興味関心、比較検討、購入から継続購入に至るまで、クライアントのマーケティングにかかわる全てのフェーズをサポート
- 世界各国から採用したエンジニアにより常にプロダクトをアップデート

パーソナライズされたプッシュ通知




チャットボット内会話データの蓄積から得られるユニークな顧客情報によるユーザーのセグメント化

- 個人的な悩み、課題、迷い、不安
- 嗜好、購買意思決定要因
- 購買（CV）履歴
- 時間的要素
- 性別、年齢、住所、家族構成

幅広いプッシュ通知の自動送付により、企業がエンゲージメントを高め、ユーザーをより深く理解し、適した提案をすることが可能に

シームレスなコマース体験



クイックリプライ
チャットボット内に表示される選択肢ボタンをタップすることでユーザーが簡単に質問に回答することが可能

チャット内決済
当社は、ユーザーの決済関連情報を安全に取り扱うことのできるシステムとして認められる国際的なクレジットカード業界のセキュリティ基準であるPCI-DSS認証を取得
チャット内で決済まで完了させることが可能

(注) 代理店数は、2021年9月末時点

3 | 成長戦略

契約件数の拡大に注力しながら、一契約当たり既存契約のARPAの向上にも継続投資



新規業界への事業展開について

当社では2021年2月より、チャットボットを活用した自動車ディーラー向けの在庫予約サービス「LINEらくらく予約」の提供を開始しております。

自動車ディーラーの顧客であるユーザーは、ウェブサイトや店舗からLINE上のチャットボットに登録します。ユーザーはチャットボットにマイカーを登録することで、適切なタイミングで車検・点検の案内を受け、LINEで在庫予約までワンストップで完了させることができます。ユーザーにとって身近なプラットフォームで完結するため、顧客エンゲージメントを高められるとともに、従来は自動車ディーラー側においては各顧客への電話対応等により膨大な業務時間が割かれておりましたが、自動車ディーラー業界の業務効率化も図ることが可能なサービスとなっております。

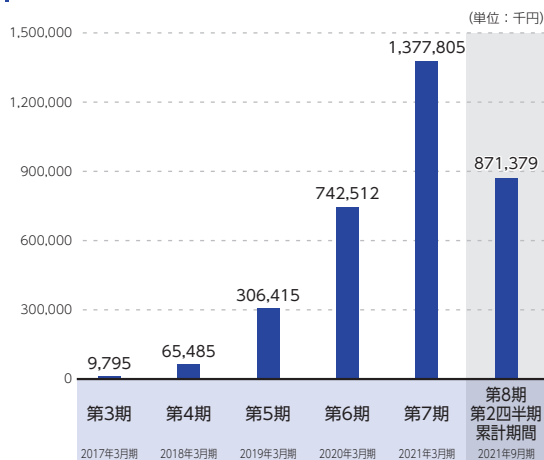
将来的には、自動車関連の様々なコミュニケーションが可能なワンストップ接客サービス提供プラットフォームを目指してまいります。

マルチチャネル戦略

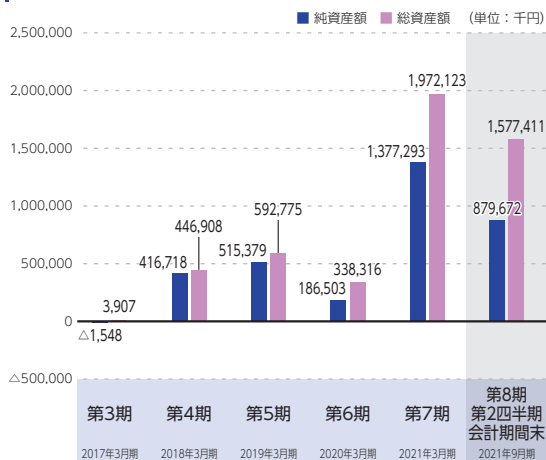
化粧品業界向けに、デジタルサイネージとチャットボットを融合させたバーチャルチャットボットの開発を進めております。バーチャルチャットボットは、ドラッグストアに設置し、ドラッグストアポイントカードやアプリと連動しており、ユーザーは過去の購買情報も反映したパーソナライズされた提案・カウンセリングを受けることができます。また、足元ではInstagramを活用したチャットコマースサービスの提供を開始しております。

このように、様々なチャネルやプラットフォームにおいて、チャットボット技術を活用してデジタルエンゲージメントを提供するサービスを開発してまいります。

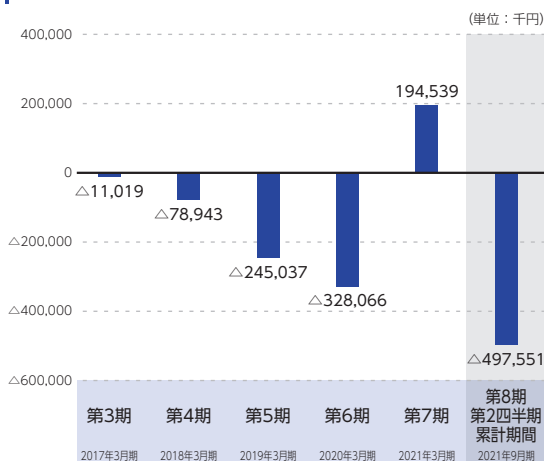
売上高



純資産額／総資産額



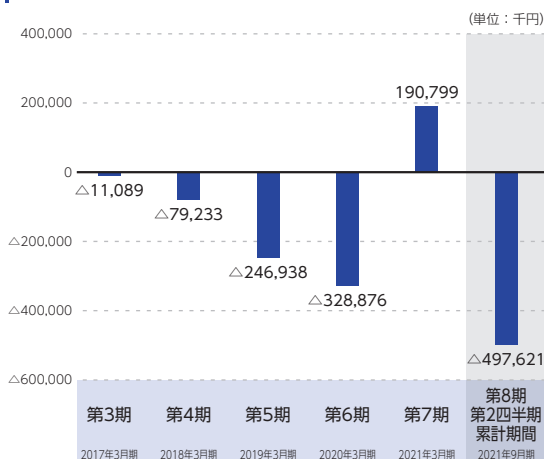
経常利益又は経常損失 (△)



1株当たり純資産額



当期純利益又は当期 (四半期) 純損失 (△)



1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期 (四半期) 純損失 (△)



(注) 当社は、2021年3月15日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を、2021年10月31日付で株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	16
3. 事業の内容	17
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	21
2. 事業等のリスク	26
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
4. 経営上の重要な契約等	34
5. 研究開発活動	34
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	36
3. 設備の新設、除却等の計画	36
第4 提出会社の状況	37
1. 株式等の状況	37
2. 自己株式の取得等の状況	49
3. 配当政策	51
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	52

第5	経理の状況	62
1.	財務諸表等	63
(1)	財務諸表	63
(2)	主な資産及び負債の内容	103
(3)	その他	103
第6	提出会社の株式事務の概要	104
第7	提出会社の参考情報	105
1.	提出会社の親会社等の情報	105
2.	その他の参考情報	105
第四部	株式公開情報	106
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	106
第2	第三者割当等の概況	109
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	109
2.	取得者の概況	117
3.	取得者の株式等の移動状況	124
第3	株主の状況	125
	[監査報告書]	128

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月17日
【会社名】	株式会社ZEALS
【英訳名】	ZEALS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 清水 正大
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
【電話番号】	03-5719-2133 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 伊東 秀男
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
【電話番号】	03-5719-2133
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 伊東 秀男
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 3,251,250,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 7,516,584,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,701,207,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。 なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をご参照下さい。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	2,500,000（注）3	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）1 2021年11月17日開催の取締役会決議によっております。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

3 発行数については、2021年12月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に2021年11月17日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2021年12月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（2021年12月7日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	2,500,000	3,251,250,000	1,912,500,000
計（総発行株式）	2,500,000	3,251,250,000	1,912,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,530円）の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,530円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は3,825,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年12月16日(木) 至 2021年12月21日(火)	未定 (注) 4	2021年12月22日(水)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2021年12月7日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年12月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2021年12月7日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2021年12月15日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2021年11月17日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2021年12月15日に資本組入額（資本金に組入れる額）を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2021年12月23日（木）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 申込み在先立ち、2021年12月8日から2021年12月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,500,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2021年12月22日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	2,500,000	—

(注) 1 引受株式数は、2021年12月7日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(2021年12月15日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,825,000,000	48,000,000	3,777,000,000

(注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,530円)を基礎として算出した見込額であります。2021年12月7日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額3,777百万円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,695百万円については、①人件費の増加分、②業務委託費・非正規社員人件費の増加分、③採用費、④オフィス移転に伴う地代家賃の増加分、⑤サーバー代の増加分、⑥広告宣伝費、⑦研究開発費・海外展開費用、⑧借入金返済に充当する予定です。

①人件費

業容拡大に伴う正規雇用者の人件費増加分に3,526百万円(2022年3月期:215百万円、2023年3月期:975百万円、2024年3月期:1,193百万円、2025年3月期:1,141百万円)を充当する予定です。

②業務委託費・非正規社員人件費

業容拡大に伴うエンジニアの業務委託費や派遣社員の人件費の増加分に817百万円(2022年3月期:110百万円、2023年3月期:302百万円、2024年3月期:202百万円、2025年3月期:202百万円)を充当する予定です。

③採用費

人員拡大のための採用費に280百万円(2022年3月期:20百万円、2023年3月期:63百万円、2024年3月期:94百万円、2025年3月期:101百万円)を充当する予定です。

当社では、国内外からエンジニアを採用し開発チームも増強しており、既存サービスの機能強化や、マルチチャンネル・マルチプラットフォームにおいてチャットコマースサービスを提供するための新規サービス開発を積極的に進めております。また、従来の代理店販売網を生かした受注活動に加え、自社でのマーケティング及びセールスチームを構築し、代理店販売ではリーチできなかった顧客へのダイレクトマーケティングを開始しております。さらに、契約件数拡大に対応するため、最適なチャットボットの会話シナリオを提案するコミュニケーションデザイナー等の採用も積極的に進めております。

④オフィス移転に伴う地代家賃

人員増に伴うオフィス移転含む地代家賃の増加分に287百万円(2022年3月期：22百万円、2023年3月期：88百万円、2024年3月期：88百万円、2025年3月期：88百万円)を充当する予定です。

⑤サーバー代

チャットコマースのユーザー増加に伴うサーバー代の増加分に156百万円(2023年3月期：19百万円、2024年3月期：49百万円、2025年3月期：87百万円)を充当する予定です。

⑥広告宣伝費

認知度向上のためのWeb広告等の広告宣伝費や、既存クライアントのチャットボットへのユーザー流入を促進する施策を行う販売促進費として104百万円(2022年3月期：32百万円、2023年3月期：36百万円、2024年3月期：36百万円)を充当する予定です。

⑦研究開発費・海外展開費用

中長期的な新規サービス開発のための研究開発費や、チャットコマースサービスを海外で展開していくための費用として、48百万円(2022年3月期：24百万円、2023年3月期：12百万円、2024年3月期：12百万円)を充当する予定です。

⑧借入金返済

長期借入金返済に251百万円(2022年3月期：31百万円、2023年3月期：111百万円、2024年3月期：77百万円、2025年3月期：29百万円)を充当する予定です。

なお、具体的な資金需要の発生及び充当までは、現預金等の安全性の高い金融資産等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年12月15日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	4,912,800	7,516,584,000	東京都港区六本木六丁目3番1号 株式会社フリークアウト・ホールディングス 1,864,300株
				東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 1,628,400株
				東京都渋谷区宇田川町40番1号 株式会社サイバーエージェント 552,000株
東京都目黒区 清水 正大 316,900株				
東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 294,000株				
東京都港区六本木六丁目3番1号 FreakOut Shinsei Fund 1号投資事業有限責任組合 130,000株				
東京都中野区本町一丁目32番2号 株式会社ウィルグループ 127,200株				
計(総売出株式)	—	4,912,800	7,516,584,000	—

(注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式4,912,800株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。上記売出数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2021年12月15日）に決定されます。海外販売株数は本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。なお、(注) 7に記載のオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当該オーバーアロットメントによる売出しに係る株式を含んだ合計株数の半数未満とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

- 3 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,530円)で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
- 6 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 7 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
- 8 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご覧下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 12月16日(木) 至 2021年 12月21日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委 託販売先金融商品 取引業者の本支店 及び営業所	東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 クレディ・スイス証券株式 会社 東京都千代田区大手町一丁 目9番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区麹町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6 番21号 楽天証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2021年12月15日）に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と2021年12月15日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（2021年12月23日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	1,111,900	1,701,207,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	1,111,900	1,701,207,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2021年12月23日から2022年1月20日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、クレディ・スイス証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,530円）で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2021年 12月16日(木) 至 2021年 12月21日(火)	100	未定 (注) 1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商 品取引業者の本支店及 び営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（2021年12月15日）において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日（2021年12月23日（木））の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社及びクレディ・スイス証券株式会社を共同主幹事会社（以下、「共同主幹事会社」と総称する。）として、2021年12月23日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数（海外販売株数）

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2021年12月15日）に決定されますが、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式数の合計株数の半数未満とします。なお、前記「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当該オーバーアロットメントによる売出しに係る株式を含んだ合計株数の半数未満とします。

(3) 海外販売の売出価格

未定

(注) 1 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出人

- (10) 売出しを行う地域
欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）
- (11) 海外販売の受渡年月日
2021年12月23日（木）
- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である清水正大（以下「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2021年11月17日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 1,111,900株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	2022年1月25日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区宇田川町23番3号 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店

大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、大和証券株式会社は、上場（売買開始）日から2022年1月20日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、クレディ・スイス証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である清水正大、売出人である株式会社フリークアウト・ホールディングス、ジャフコSV5 共有投資事業有限責任組合、株式会社サイバーエージェント、ジャフコSV5 スター投資事業有限責任組合、FreakOut Shinsei Fund 1号投資事業有限責任組合及び株式会社ウィルグループ、並びに当社の株主である遠藤竜太及び猪木俊宏は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後180日目（2022年6月20日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社の新株予約権を保有する遠藤竜太、佐藤慧斗及びその他22名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

さらに、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、本件第三者割当増資、株式分割及びストックオプションにかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	9,795	65,485	306,415	742,512	1,377,805
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△11,019	△78,943	△245,037	△328,066	194,539
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△11,089	△79,233	△246,938	△328,876	190,799
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	5,500	254,250	427,050	427,050	100,000
発行済株式総数					
普通株式	13,940	12,130	12,130	12,130	1,213,000
A種優先株式 (株)	—	4,930	4,930	4,930	493,000
B種優先株式	—	8,880	8,880	8,880	888,000
C種優先株式	—	—	3,200	3,200	320,000
D種優先株式	—	—	—	—	271,000
純資産額 (千円)	△1,548	416,718	515,379	186,503	1,377,293
総資産額 (千円)	3,907	446,908	592,775	338,316	1,972,123
1株当たり純資産額 (円)	△111.05	△12,899.56	△33,257.22	△150.93	△111.60
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△802.52	△4,071.22	△9,509.96	△28.22	16.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△39.6	93.2	86.9	55.1	69.8
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	24.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△351,639	278,917
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△26,347	△13,906
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	33,480	1,314,453
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	155,058	1,734,522
従業員数 (人)	1	9	25	55	102
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(14)	(21)	(37)	(63)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第3期及び第5期の財務諸表については、税込方式を採用しているため、売上高に消費税等が含まれております。
3. 第4期、第6期及び第7期の財務諸表については、売上高に消費税等は含まれておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 第3期は潜在株式が存在しないため、第4期、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
7. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
8. 自己資本利益率については、第3期、第4期、第5期及び第6期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
9. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
10. 第3期、第4期及び第5期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目は記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者（アルバイト、人材会社からの派遣社員等を含む）は年間平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
12. 第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
 なお、第3期、第4期及び第5期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
13. 当社は、2016年7月1日開催の取締役会決議により、2016年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
14. 当社は、2021年2月16日開催の取締役会決議により、2021年3月15日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
15. 当社は、2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
16. 当社は、2021年3月15日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
1株当たり純資産額 (円)	△0.28	△32.25	△83.14	△150.93	△111.60
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2.01	△10.18	△23.77	△28.22	16.34
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、代表取締役である清水正大が「コミュニケーションを科学し、おもてなしに革命を」をミッションに掲げ、2014年4月に設立致しました。

設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	概要
2014年4月	東京都渋谷区において、株式会社Zeals（現：株式会社ZEALS）を設立
2015年7月	ロボット事業において、コミュニケーションAIの開発を開始
2016年5月	国内初のマーケティング目的に特化したチャットボットサービスを提供開始（Facebook messengerを使用）
2017年5月	チャットボットを活用した会話広告「fanp」（現広告運用モデル（注1））をリリース
2017年7月	本社を東京都品川区に移転
2018年3月	LINEを使用したサービスを提供開始
2018年12月	社名を株式会社ZEALSに変更
2019年1月	成果報酬型（成果報酬モデル（注2））サービスを提供開始
2019年9月	（株）フリークアウト・ホールディングスの持分法適用会社となる
2021年2月	自動車ディーラー向け入庫予約サービスを提供開始
2021年8月	本社を東京都目黒区に移転

（注）1． 広告運用モデルとは、クライアントに代わり当社が広告運用を行うビジネスモデルを指します。

2． 成果報酬モデルについては、後記 3 [事業の内容] に詳細を記載しております。

3 【事業の内容】

当社は「コミュニケーションを科学し、おもてなしに革命を」をミッションに、チャットボット（注1）を通じておもてなしを提供する顧客エンゲージメント（注2）プラットフォームを提供しております。

（注）

1. チャットボットとは、LINEやFacebook messengerなどのプラットフォーム上で、エンドユーザーと自動的に会話を行うシステムであります。
2. エンゲージメントとは、広告などのマーケティング手段によって顧客の注意や興味を引きつけながら企業と顧客のつながりを強固なものにすることです。

当社の提供するサービスは、チャットボット技術を用いることで、クライアントがユーザーに対してLINEやFacebook messengerなど身近なプラットフォームを通じ、従来は実店舗でしか受けられなかった接客体験を提供するサービスです。サービス提供に当たっては、商品購入・来店予約・会員登録など、クライアントそれぞれの目的に合わせた最適なコミュニケーションの流れを当社が設計しており、個々のユーザーに合わせた接客体験をチャットボットによって自動で提供することが可能となります。以下の文中において、当社がチャットボット技術を用いて提供する上記のサービスを、チャットコマースサービスと記載しております。

例として、商品購入を目的とする場合、主なサービス提供の流れは以下の通りです。



媒体としてのメディア（紙面やウェブ、アプリ）やその上で展開される一般的な広告は、属性データに基づく画一的かつ一方的なマーケティングという印象に繋がりがやすい一方で、当社のチャットボットを活用するサービスでは、会話データ等の動的データに基づきパーソナライズされた双方向のマーケティングが可能となり、ランディングページ等と比較して高い成果率（CVR）を実現しています。

当社サービスでは、チャットボットがユーザーの検討フェーズに応じて、ユーザーのニーズのヒアリングや診断、商品・サービスの説明や口コミ情報の提供、不安要素のヒアリング・不安要素の解消対応等を行います。また、プッシュ配信機能を用いて、商品購入までの間継続的に、かつ商品の購入以降も継続購入に向けて、新たな提案やメンテナンス等の連絡を行うことで、顧客との継続的かつ持続的なエンゲージメントの構築につなげることができます。

ECにおいては、実店舗で提供するような接客や提案が十分出来ていないことが課題として挙げられます。また、実店舗においては、来店時にしか接客体験を提供できなかったため、次回来店時までの間コミュニケーションが途切れ、顧客エンゲージメント消失に繋がりが得るポイントが存在していましたが、当社サービスを利用することで、クライアントはオンライン・オフラインを問わずカスタマージャーニー全域においてコミュニケーションを取ることが可能となり、カスタマーの離脱防止を図ることができます。

・サービスの特徴

当社サービスの主な特徴は以下の通りであり、コスメ、健康食品、エステ、人材、教育、金融等の業界を中心に、エンタープライズ（注1）を含め幅広い企業にサービスを提供しております。2021年9月現在における契約アカウント数は245社となっております。

（注）

1. エンタープライズとは、大規模企業のことであります。

(1) 成果報酬制

競合他社では初期費用・月額利用料の課金体系とすることが多いと認識しておりますが、当社では成果報酬制を原則的な料金体系とし、初期費用やシステム利用料は原則として無料とするプランを主力としています。2021年3月期においては、売上高の8割超が成果報酬による売上となっております。成果報酬モデルでは、クライアントとの契約ごとに成果（CV）を定義して報酬単価を設定し、成果報酬売上を計上しております。成果の定義例としては、商品・サービス購入、予約受付、会員登録などが挙げられます。導入クライアント側の手間は当社が設計したシナリオのレビューのみであり、成果が見えない中で初期コストを負担することがないため、クライアントにとって導入しやすいサービス設計になっているものと考えております。

当社は、成果報酬制の下で徹底的にクライアントの成果に向き合っており、2021年9月末現在、CVR（注1）は9.6%、クライアントのLTM平均修正解約率（注2）は0.54%と、高いパフォーマンスと満足度を実現している一因であると考えております。

（注）

1. CVRは、月間の成果数を当該月の新規登録ユーザー数で除した数値の、直近12か月平均値を記載しております。
2. LTM平均修正解約率は、2021年9月末における直近12ヶ月の平均修正月次解約率を記載しております。修正月次解約率とは、当月に課金が発生したアカウント数を母集団に、契約満了及び単月5万円を超える課金が一度も発生していなかったアカウントの解約を除く修正解約件数に基づき解約率を算出しております。

(2) 大量の会話データを活かしたコミュニケーション・ノウハウ

当社には、2021年9月末時点で累計約5.52億回分の会話データ（注1）が蓄積されており、それらを元に、ユーザーの行動、ユーザー流入・CVを含めた活動時間帯、ブロックタイミング等、様々な角度から定量的・定性的分析を行っております。会話データを蓄積していくことで、チャットボットのメッセージに対するユーザーの行動傾向等の分析が精緻化し、その結果として重要なKPIであるCVRの向上に繋がると考えております。

当社では、コミュニケーションデザイナーと呼ばれる、これらの分析データやナレッジを活かしてより高いCVを創出するプロセスの制作、運用改善を行うチームを組成しており、2021年9月末時点で65名体制としております。UXライターであるコミュニケーションデザイナーは、リサーチ、戦略策定、コンテンツ設計、ライティング・クリエイティブの作成等を行い、事業商品戦略の理解からユーザーニーズへの訴求まで、一気通貫のコミュニケーションデザインを提供しております。

（注）

1. 会話データ数は、当社チャットボット内で当社から送付したメッセージ数、メッセージ開封やボタン等によるリプライ並びに自由発話等のリスポンス数、顧客ランディングページへの遷移数の合計を記載しております。

(3) 強固な代理店網

チャットコマースサービスの実績・信頼性を背景に、2021年9月末現在、株式会社サイバーエージェント、株式会社電通、株式会社博報堂をはじめとする約80社の代理店と提携関係を結んでいます。2021年3月期においては売上の大半が代理店経由となっており、人件費の拡大を抑制しながら販売を拡大させることが可能となっております。

(4) エンゲージメント構築をサポートする充実した機能

LINEの提供するAPIのほぼ全てに対応する幅広い機能を備えており、ユーザーによる商品・サービスの認知・興味関心、比較検討、購入から継続購入に至るまで、クライアントのマーケティングにかかわる全てのフェーズをサポートできるようになっております。また、世界各国から採用した76名（注1）のエンジニアにより常にプロダクトをアップデートしております。テクノロジーとUXの二軸で、ユーザーの接客体験をデザインし実装しています。

（注）

1. エンジニア数は、2021年9月時点の人数であり、正社員及び外部業務委託エンジニアを含み、派遣社員、契約社員は含んでおりません。

特に、特徴的な機能としては、主に以下が挙げられます。

① パーソナライズされたプッシュ通知

チャットボット内の会話データの蓄積から得られる様々な情報（チャットボット内の回答や、流入タイミング、CV結果等）を活用し、ユーザーをセグメント化した上で、任意のタイミングでプッシュ配信を行います。ユーザーに継続的にアプローチできる効果に加え、ユニークな情報を元にユーザーをより深く理解し適した提案を行うことで、ブロック率を下げると同時に配信コストの効率化にも寄与しております。

②シームレスなコマース体験

チャットボット内に表示される選択肢ボタンをタップすることでユーザーが簡単に質問に回答することができたり、チャットボット内で決済まで可能となるなど、シームレスなユーザー体験により、エンゲージメントを高めることが可能となっております。

・新規分野への事業展開について

当社では2021年2月より、チャットボットを活用した自動車ディーラー向けの在庫予約サービスの提供を開始しております。

自動車ディーラーの顧客であるユーザーは、ウェブサイトや店舗からLINE上のチャットボットに登録します。ユーザーはチャットボットにマイカーを登録することで、適切なタイミングで車検・点検の案内を受け、LINEで在庫予約までワンストップで完了させることができます。ユーザーにとって身近なプラットフォームで完結するため顧客エンゲージメントを高められるとともに、従来は自動車ディーラー側においては各顧客への電話対応等により膨大な業務時間が割かれておりましたが、業務効率化によってクライアントにおける従業員のエンゲージメント向上も図ることが可能なサービスとなっております。

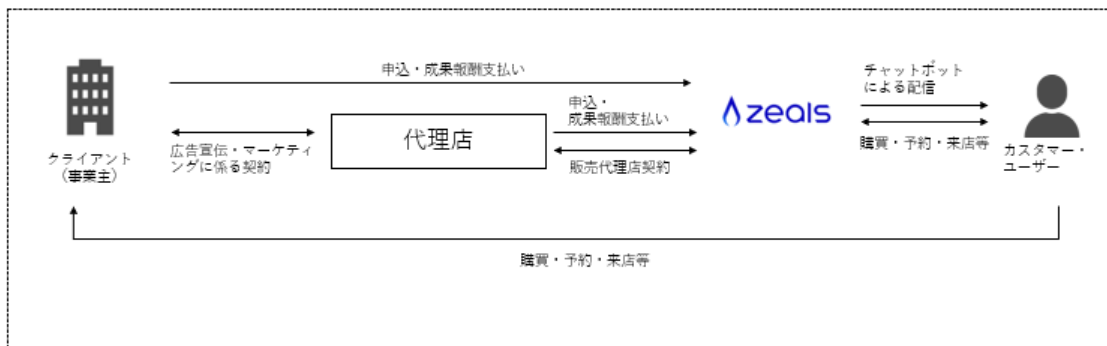
当該サービスも成果報酬制としており、成果（CV）を入庫予約と定義して報酬単価を設定し、成果報酬売上を計上しております。

このほか、様々な業界に対して、チャットボット技術を活用してデジタルエンゲージメントを提供する様々なサービスを開発しております。具体例は以下のとおりです。

・店舗接客DX

旅行業界向けに、チャットボットと販売員とのビデオ会議を組み合わせた接客システムにより、スマホ上で旅行の予約が一気通貫で行える接客システムを提供しております。ユーザーはウェブサイト上で旅行商品を開覧した後にLINE上のチャットボットに登録し、チャットボット上で簡単な問い合わせを行ったりプッシュ配信等による継続提案を受けたりします。具体的な旅行に関する相談のフェーズでは、販売員がビデオ接客で対応します。オンライン上においても効率的に、店舗と変わらないきめ細やかな接客を受けることが可能となります。

<事業系統図>



4 【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社フリークアウト・ ホールディングス (注) 2	東京都港区	2,818,331	広告・マーケテ ィング事業等	被所有 24.4	広告売上取引 オフィスの賃貸借契約 (注) 3

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券報告書を提出しております。
3. オフィスの賃貸借契約は2020年7月で終了しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年10月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
179 (151)	31.4	1.1	6,241

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員等を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。
4. 従業員数が最近1年間において、101名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は「おもてなし革命」というビジョンを掲げ、チャットボットを中心としたコミュニケーション技術を科学し、接客・おもてなしの体験をデジタル化することで、お客様と新たな接客のあり方を共創してまいります。

(2) 経営戦略

「コミュニケーションを科学し、おもてなしに革命を」というミッションの実現のため、当社はチャットコマースサービス「ジールス」を提供し、オフライン・オンラインを問わず顧客接点を持つあらゆるサービスの運営事業者と事業上の関係性を構築し、運営事業者における業務プロセスの再発明として「ジールス」が利活用されることを目指します。同時に、利用しているプラットフォームや当社のビデオチャットシステムを通じて「ジールス」に集積される、膨大なユーザーの会話データ等を、機械学習技術等を用いて分析・モデル化することを通じて、次代のデジタルトランスフォーメーションを可能にするプラットフォームを構築することを目指しています。当該戦略の実現のため、「ジールス」のさらなる機能強化、営業戦略を通じた顧客基盤の拡大、事業連携等の戦略的パートナーシップの構築に注力しております。

(3) 経営環境

①テクノロジー・オンラインマーケティング業界における環境変化

当社が属するテクノロジー・オンラインマーケティング業界は、EC化の拡大や生産年齢人口減少に伴う省人化需要を背景に一層の拡大が予想されますが、特に下記変化に注目しております。

・オムニチャネルコマースの流れ

近年、スマートフォンの普及やIoT技術の進化により、例えば実店舗に居ながらオンラインで情報収集する等、オンラインとオフラインの境目は徐々になくなりつつあります。

野村総合研究所の「ITナビゲーター2021年度版」によると、オムニチャネルコマース市場規模は2019年から2026年にかけて47.1%増加する予想となっており、オンライン・オフライン双方の利便性をより追求してくる顧客に対して、企業側はリアルとデジタルを融合し、あらゆるサービスを駆使した体験の提供を目指していくものと考えております。

・メッセージングアプリの普及、LINEのスーパーアプリ化

現在において、メッセージングアプリはコミュニケーションにおけるインフラとして機能しており、中でもLINEの利用率は82.5%(出典：マクロミル・インターネット調査、注1)と国内スマートフォンユーザーのほとんどが利用している状況となっています。また、世界的にあらゆるサービスをスマートフォン上で提供する「スーパーアプリ」化が進んでおり、日本においてはLINEがスーパーアプリに最も近いものと認識しております。

このスーパーアプリが今後浸透すれば、消費者は日常生活における多くの購買行動を一つのプラットフォームアプリ上で完結できるようになることから、LINEでサービスを提供する企業数とLINE上で購買をするユーザー数は今後も増加していくと考えております。

(注)

1. マクロミルのインターネット調査は2020年1月に、全国15～69歳のスマートフォンユーザー20,000人を対象として実施

・サードパーティクッキーの廃止

Googleはトラッキング用サードパーティCookieのサポートを2023年に打ち切る計画を発表しております。サードパーティ製Cookieのサポートが廃止されるということは、サイトを跨いで個人の行動を追跡できなくなるということであり、今後企業はWebブラウザ上でユーザーにアプローチすることが難しくなると考えております。

また、Googleが2019年8月に発表した「Effect of disabling third-party cookies on publisher revenue」によれば、サードパーティ製Cookieを廃止されると、サイト運営者世界上位500社の広告収益は平均50.2%減少するとの調査結果もあり、広告業界において大きな環境変化であると捉えております。

このため、今後はサードパーティ製Cookieを参照することなく、ユーザーの意思を汲み取り、CVに繋げていくマーケティング手法が求められており、ユーザーと直接繋がり、個々のユーザーに合わせた接客体験を提供する当社チャットボットサービスの拡大余地は大きいものと考えております。

②潜在的市場規模

上記のような環境変化の中で、当社が提供するLINE等のプラットフォームを活用して顧客や従業員のデジタルエンゲージメントを高めるコミュニケーションサービスのニーズが今後も一層増大していくものと見込んでおります。当社サービスはオンライン・オフラインを問わず幅広い業界にデジタルエンゲージメントを提供していくことが可能と認識しており、潜在市場としては国内CRMアプリケーション市場（1,742億円、注1）や国内デジタルマーケティング市場（4,189億円、注2）、国内BtoC EC市場スマホ経由物販市場（4兆2,618億円、注3）、長期的には東アジアカンバーセーショナルコマース市場（28兆7,100億円、注4）が視野になるものと考えております。

(注)

1. IDC「国内CRMアプリケーション市場予測、2020～2024年」
2. IDC「国内デジタルマーケティング関連サービス市場セグメント別／産業分野別予測、2020年～2024年」
3. 経産省「内外一体の経済成長にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）」
4. Juniper Research「How Conversational Commerce Will Make Its Voice Heard」、適用為替US1ドル=110円、2025年予測日中韓合計値

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は成長フェーズにあるため、売上高成長率及び売上総利益成長率を重視した経営を行っております。売上総利益の成長のため、アカウント数の拡大及びARPA（1契約当たりの売上高）を重視しております。

ARPA（注1）は2022年3月期第2四半期において月あたり約76万円となっております。ARPAは流入カスタマー・ユーザー数、CVR、報酬単価に分解できますが、これらのうち、特に流入カスタマー・ユーザー数の拡大を重視して事業運営を行っております。2021年9月末現在、累計ユーザー数（注2）は約240万件となっております。

さらに、事業拡大によりARPAも順調に成長した結果、2021年9月現在のNet Expansion Rate（注3）は121%となっております。

新規業界開拓のため2021年2月に開始した自動車ディーラー向けの入庫予約サービスについてもサービス開始から順調にマイカー登録数が積み上がっており、2021年9月現在、累計マイカー登録数は23,000台超となっております。

(注)

1. ARPAは、2022年3月期第2四半期における成果報酬売上を課金発生アカウント数により除して算出しております。
2. ユーザー数は、当社保有契約アカウント毎の登録ユーザーの合計値を記載しております。なお、チャットボットの登録を離脱したユーザーは除外して算出しております。
3. Net Expansion Rateは、成果報酬制を採用している既契約アカウントの直近12ヶ月間の売上高成長率を示す指標であります。計算対象四半期期間の最終月に売上高が発生しているアカウントについて、前年同四半期において生じた売上高を除いております。このため、計算対象期間最終月に売上高が発生しなかったアカウント、12ヶ月間の間に解約されたアカウント及び成果報酬型を採用していないアカウントの売上高は当該指標に含まれておりません。

また、既存クライアントにおいても毎月安定的なカスタマー・ユーザーの流入とCVが発生するよう継続的な取り組みを行っていることにより、低い解約率を維持できていると認識しております。低解約率がクライアント数と登録ユーザー数の積み上がりを生み、それが会話データの蓄積と更なる会話精度の向上に繋がっているものという認識の下、解約率を重視しております。なお、当社では、当社が成果報酬制であることを鑑み、よりパフォーマンスが上がりやすいクライアントに経営資源を投下していくことが重要と考えており、それを踏まえて算出した修正解約率を重視しています。

2020年4月以降の、当社の各種指標の推移は以下の通りです。

	2020年3月期 第1四半期	2020年3月期 第2四半期	2020年3月期 第3四半期	2020年3月期 第4四半期
CV数（千）	5	8	14	24
アカウント数	31	71	123	187
ARPA（千）	366	296	322	408
累計ユーザー数（千）	45	104	210	702

	2021年3月期 第1四半期	2021年3月期 第2四半期	2021年3月期 第3四半期	2021年3月期 第4四半期
CV数(千)	36	41	38	44
アカウント数	208	212	222	228
ARPA(千)	574	662	589	698
累計ユーザー数(千)	964	1,204	1,415	1,624

	2022年3月期 第1四半期	2022年3月期 第2四半期
CV数(千)	47	55
アカウント数	234 (245)	245 (285)
ARPA(千)	767	760
累計ユーザー数(千)	1,955	2,374

会計年度	年月	修正解約件数(件)	月次修正解約率(%)
2021年3月期	2020年4月	0	0.00
	2020年5月	2	0.93
	2020年6月	4	1.86
	2020年7月	0	0.00
	2020年8月	5	2.16
	2020年9月	5	2.11
	2020年10月	2	0.83
	2020年11月	0	0.00
	2020年12月	1	0.39
	2021年1月	0	0.00
	2021年2月	0	0.00
	2021年3月	4	1.50
2022年3月期	2021年4月	3	1.16
	2021年5月	5	1.90
	2021年6月	0	0.00
	2021年7月	0	0.00
	2021年8月	0	0.00
	2021年9月	2	0.76

(注)

1. アカウント数は、課金が発生していないアカウント数も含んでおります。なお、ローンチ前のアカウントも含めたアカウント数を下段に記載しております。
2. 修正解約件数は、サービス導入後解約をした顧客数を記載しておりますが、契約期間満了による終了及び単月5万円を超える課金が一度も発生していないアカウントの解約を含まない修正解約件数となっております。
3. 月次修正解約率は、前月に課金が発生したアカウント数を母集団に、上記の修正解約件数に基づき算出しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 契約件数の拡大及びARPAの向上

当社売上の成長のためには契約件数の拡大及びARPAの向上が重要と考えております。契約件数拡大のため、積極的な採用計画による人員体制の強化、マーケティングへの積極的な投資、クライアント業種の拡大、代理店との連携強化・拡大に努めてまいります。

また、継続的なCVR向上、大口エンタープライズ顧客の開拓、決済RPA等の機能拡充によるアップセルの推進等により、ARPAの向上を図ってまいります。さらに、当社がクライアントの商品・サービスのLINEやFacebookのインフィード広告を出稿する取引モデルの提供先を増加させることによって、カスタマー・ユーザー流入数及びARPA拡大を図ってまいります。

② コミュニケーションデザイン力の向上

コミュニケーションデザイナーが当社の強みであるとの認識の下、コミュニケーションデザイナーの採用・育成に注力しております。

コミュニケーションデザイナーの育成を目的として、コミュニケーションデザインプロセスの体系化や、従業員のオンボーディング及びスキルアップを目的とした社内研修の実施等の取り組みを行っております。加えて、社内のデータベース上での全ての取り組みの常時共有、ベストプラクティスの横断的な展開を迅速に進めるためのマトリクス組織体制の導入、トピック毎の社内勉強会の定期開催などを通じて、ナレッジの蓄積・共有を図っております。蓄積した実績とデータに基づいてコミュニケーションデザインのベストプラクティスを体系化し、社員数が増加する中でも再現性を担保できるよう努めるとともに、効率的な業務運営を図っております。

また、中長期的な戦略としてコミュニケーションエンジンの開発プロジェクトを立ち上げており、足元では会話構造の体系化とチャットボットへのRPAの組み込みを進めております。将来的には会話の自動最適化と自動生成に取り組み、当社の利益率の向上、売上高及び利益の加速度的な成長を図ってまいります。

③ 新規業界に対する展開拡充

当社では、業務効率改善効果の大きい自動車ディーラー向けのサービス展開に注力しております。既にサービス提供が開始している入庫予約サービスの提供先拡大に加え、今後は既契約先に対するアップセルの推進により、様々な場面において顧客エンゲージメント向上及び業務効率化を実現するコミュニケーションサービスを提供してまいります。将来的には、オンライン相談、保険締結・見直し、カタログ請求、試乗予約、下取査定受付、新車・中古車販売など、様々なエリアにおけるサービス提供が考えられ、ユーザーのカーライフにまつわる様々なコミュニケーションが可能なワンストップ接客サービス提供プラットフォームを目指してまいります。

当該取り組みに伴い積極的に人的投資やマーケティングコストの投下を行う予定であり、これにより2022年3月期は再度赤字を計上し、当期以降も赤字見通しが継続することを見込んでおります。今後は当該新規展開にかかる投下資本の早期回収及び黒字化を目指してまいります。

④ サービス・プロダクトの強化

当社は、技術開発が競争力の根幹であるという認識の下、サービス・プロダクトの強化に取り組んでまいります。そのためには、優秀な人材の確保と人材の継続的な育成が重要と考えております。エンジニアについては国内外から人材を集めており、2021年9月時点における正社員及び業務委託の合計数228名のうち、エンジニア比率は33%、エンジニアの外国籍比率は72%となっております。

足元では、マルチチャネルでチャットボットを提供する取り組みを進めており、具体例としては、化粧品業界向けに、デジタルサイネージとチャットボットを融合させたバーチャルチャットボットの開発を進めております。バーチャルチャットボットはドラッグストアに設置し、ドラッグストアポイントカードやアプリと連動し、ユーザーが過去の購買情報も反映したパーソナライズされた提案・カウンセリングを受けるサービスを想定しております。

⑤ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大のため、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、2020年3月期までは営業損失を計上していましたが、2021年3月期にはクライアント数と登録ユーザー数の積み上がりによって営業利益を計上しております。当社は成果報酬制を採用していますが、クライアントのアカウントにおいて毎月安定的にユーザー流入及びCVが発生するよう取り組みを行っていることにより、クライアントに継続して利用されることで収益が積み上がる収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社では、事業の拡大に伴い、成果報酬収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、営業利益率は改善しております。2022年3月期以降においては、「③新規業界に対する展開拡充」に記載の取り組みや契約件数拡大や開発体制増強のための先行的な人員体制強化により、再度赤字が先行する見込みですが、今後も、サービス・プロダクト強化のための開発活動や業容拡大のための人材採用・育成への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

なお、当社の2018年3月期通期から2022年3月期第2四半期累計期間における売上高、売上総利益及び営業損益、2020年3月期から2022年3月期第2四半期における四半期別売上高、売上総利益及び営業損益は以下の通りです。

	2018年3月期 通期	2019年3月期 通期	2020年3月期 通期	2021年3月期 通期	2022年3月期 第2四半期 累計期間
売上高 (百万円)	65	306	742	1,377	871
売上総利益 (百万円)	△8	60	376	976	593
売上総利益率 (%)	△13.5	19.6	50.7	70.9	68.1
営業損益 (百万円)	△77	△249	△327	200	△491
営業利益率 (%)	△118.0	△81.5	△44.1	14.6	△56.4

(2020年3月期)

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
売上高 (百万円)	154	157	177	252
売上総利益 (百万円)	54	61	93	166
営業損益 (百万円)	△39	△175	△140	27

(2021年3月期)

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間	第3四半期 会計期間	第4四半期 会計期間
売上高 (百万円)	335	366	318	357
売上総利益 (百万円)	244	270	212	249
営業損益 (百万円)	106	124	5	△35

(2022年3月期)

	第1四半期 会計期間	第2四半期 会計期間
売上高 (百万円)	412	459
売上総利益 (百万円)	283	310
営業損益 (百万円)	△132	△359

(注) 2018年3月期通期及び2019年3月期通期、並びに2020年3月期、2021年3月期及び2022年3月期の四半期会計期間の業績数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) チャットボット市場について

当社は、チャットコマースサービスを提供しており、チャットボット市場は生産年齢人口の減少等に伴い市場が大きく成長していると認識しております。今後もこのような成長傾向が継続していくものと考えており、チャットコマースサービスを多角的に展開する予定です。

しかしながら広告業界は企業の景気動向に敏感であり、またチャットボット業界は比較的新しい市場であるため、景気の変動等による業況感の悪化や企業の広告戦略の変化などによる影響を受け易い状況にあると考えられ、顧客企業における広告予算又は広告媒体別の予算配分方針に変更が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

当社は、LINEやFacebookのプラットフォームを利用したチャットコマースサービスの事業を展開しております。しかしながら、競合他社が国内外に存在しており、現時点において競争上優位にあると考えられているサービスにおいても新規参入等により競争が激化する可能性や、資本力や技術力を有する大手企業が参入することから、将来的に当社の提供するサービスにおいて優位性が保たれなくなった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 技術革新について

当社が事業を展開しているチャットボット市場は、技術革新が早く、当社の優位性を維持するためには、技術革新に即座に対応する必要があります。当社では、各種イベントやセミナーへの参加や社内の定期的な勉強会等を通じて、チャットボット市場の技術革新の動向を把握するとともに、それに対応した新サービスの提供ができるよう努めております。しかしながら、当社が技術革新に対応できないような場合、または、当社が対応できないような技術革新が生じた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 知的財産権について

当社は、当社が提供するサービスに関する技術・商標等の知的財産権の保護を図っております。しかしながら、当社が使用する技術・商標等の知的財産権について、何らかの理由で第三者からの侵害を保護できない場合、または、保護に多額の費用が発生する場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の提供するサービスが第三者の技術・商標等の知的財産権を侵害しないように留意しており、当社は現在まで第三者の知的財産権を侵害したとして損害賠償や使用差止めの請求を受けたことはありません。しかしながら、第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。このような場合、当社に対する訴訟等が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムや通信インフラ環境について

当社が提供するサービスは通信ネットワークやサーバー等のネットワーク機器の作動環境に依存しております。当社が構築しているコンピュータ・システムは、適切なセキュリティや保護手段を講じておりますが、自然災害や不正アクセス等によって通信ネットワークの切断やネットワーク機器の障害が発生した場合、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の提供するサービスは、LINEやFacebookのプラットフォームにて提供しており、当該プラットフォームの安定的な稼働が当社のサービス運営上重要となっております。これまで当社において当該プラットフォームに起因する重大なサービスの停止やトラブル等は起こっておりませんが、何らかの事象の発生により当該プラットフォームが停止した場合には、サービスに対する信頼性の低下等により当社の経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) プラットフォームについて

当社が提供するサービスは、LINEやFacebookのプラットフォームを利用しております。特にメインとして活用しているLINEに関しては、当社はZ Venture Capital株式会社を株主として迎える等、強固な連携関係の構築に努めておりますが、これらのプラットフォーム運営事業者の動向や著しい仕様変更等があった場合には、当社の事業展開や事業運営に影響を与え、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 当社のクライアントである広告主に対する法的規制について

当社では広告主による広告（提供物・サービスそのものだけでなく広告宣伝の文言を含みます。）について、法令に則ったものであることが重要であると考えております。

このため当社では、チャットボットで配信するクリエイティブやシナリオ等を制作・提供する際に、「不当景品類及び不当表示防止法」（景品表示法）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）等の法律の他、当社独自のガイドライン等に則って審査をすることにより、法令に反する広告を排除するよう管理をしております。

しかしながら、予期せぬ法令の改正や解釈の変更等により当社が配信するクリエイティブやシナリオ等が法令に反し、速やかに改善がなされないなどの事態が頻繁に発生した場合には、当社の信用が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) サービスの信頼性について

当社サービス上での配信にあたっては、ユーザーが安心して申込や購入等ができるよう、事前にクライアント企業のコンプライアンスや製商品等について調査しております。また、万が一取引先の製商品等に不適切な内容が検出された場合には、必要に応じて対応を検討しております。しかしながら、不適切な製商品等の配信に対して、当社の対応が遅れた場合、サービスに対する信頼性、ユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報・機密情報について

当社では、事業遂行にあたり、顧客の会話データや顧客が保有する個人情報等、様々な機密情報に接する機会があります。当該機密情報の外部漏洩のないよう、情報管理やセキュリティ管理に対しては情報保護規程や情報セキュリティマニュアルを整備するとともに、プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準であるPCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）を取得し、情報の適正な取扱いと厳格な管理を的確に行っていますが、万が一、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の信用低下や損害賠償責任の負担等を通じて、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 広告代理店への依存について

当社の事業においては、販売先拡大のため、直接販売の他に広告代理店を活用しております。広告代理店を介しての売上の比率は、2021年3月期で80.2%であります。今後も当該企業と良好な関係を続けてまいります。広告代理店との契約内容に変更等が生じた場合、又は当該広告代理店における販売方針の変更又は事業戦略の転換が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定業種への偏重について

当社の提供するサービスは、特定の業種に特化したサービスではありませんが、直近事業年度である2021年3月期の売上高の42.3%を化粧品関連の商材が占めております。そのため、当社グループの業績は、化粧品業界の業績の動向の影響を受ける場合があります。当社は、幅広い業界のクライアントに対してサービスを提供しリスクの低減に努めており、また、今後も様々な業界に対するソリューションの提供に努めてまいります。化粧品業界における景気動向の低迷が継続し、広告費削減や取引の停止、債権回収停滞等が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 先行投資による財務的影響について

当社のビジネスモデルは開発費用やクライアント及びユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴がありますが、継続的な成長のため、事業に対する投資を積極的に実施していくことが必要であると考え、今後も事業成長のための投資を進めていく方針であります。2021年3月期においては、継続的に利用するクライアントが増加し、継続利用で蓄積される会話データを分析しシナリオ改善することによるCVR向上等により収益が積み上がり、当期純利益を計上しております。

一方で、2022年3月期第2四半期累計期間においては、新業界への展開に係るマーケティング費用・人件費等

の先行投資等により経常損失を計上し、営業キャッシュ・フローはマイナスの状況となっております。

当社では、今後も収益性の向上に努め、費用対効果を見ながら先行的な投資を継続する方針であります。これらの先行投資が想定通りの成果に繋がらなかった場合や、投資期間が想定よりも長期に及ぶ場合、計画通りの収益が得られない場合等には、減損損失の計上が必要になる等、投資を回収できなくなる可能性があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 新規事業について

当社は今後も引き続き、拡大する需要に対応するとともに当社事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために新たな業界への展開の拡大に取り組んでまいります。新しい領域であるがためにマーケティング費用や人件費等の追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、当初の予測とは異なる状況が発生し、新業界の展開が計画通りに進まない場合には、投資を回収できなくなる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 特定の人物への依存について

当社の創業者である代表取締役清水正大は、当社の経営戦略の立案・決定や業務上の提携先及び取引先との交渉において中心的な役割を担うほか、実務レベルでの事業運営の推進においても重要な役割を果たしています。当社は、同氏に対して過度に依存しない経営体制の構築を目指し、人材の育成・強化に注力していますが、依然として同氏の経営判断、行動力及び営業力等に一定程度依存している傾向にあるため、同氏が何らかの理由により業務執行できない事態となった場合、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 内部管理体制の強化について

当社は、現在の事業規模に応じた内部管理体制を整備・運用しており、今後は事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も強化させていく方針であります。しかしながら、事業規模の拡大及び人員の増加に合わせ、適時に内部管理体制の強化ができなかった場合、適切な事業運営が行えず、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 人材の育成及び獲得について

当社が今後成長を続けるためには、各方面で優秀な人材を配置することが必要不可欠であります。そのため、既存の人材の育成はもちろんのこと、優秀な人材の獲得にも努めております。しかしながら、人材の育成・獲得が円滑に進まない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 訴訟について

当社は、本書提出日現在において訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、事業を展開する中で、当社が提供するサービスの不備や取引先、第三者との間での予期せぬトラブルの発生等により何かしらの問題が生じた場合には、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟の提起がなされる可能性があります。その場合、当該訴訟に対する防御のために費用と時間を要する可能性がある他、当社の社会的信用が毀損され、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 感染症により想定されるリスクについて

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等重大な感染症等の感染拡大によるリスクについて、当社は、グローバルチームでリモートワーク環境下においてもサービス提供できる体制・ノウハウを構築しており、サービス提供への影響の最小化を図っています。今後も、感染の状況等を注視しながら事業運営を行ってまいります。感染症が長期にわたり拡大・蔓延することにより経済活動が停滞し、当社や主要取引先の事業活動の停止又は事業継続に支障をきたす事態が発生した場合や個人の購買行動が著しく停滞した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) フリークアウトグループとの関係について

本書提出日現在、当社のその他の関係会社である株式会社フリークアウト・ホールディングスが当社の発行済株式総数の24.4%を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社となっております。上場時には、株式会社フリークアウト・ホールディングスの当社株式の売出し及び当社の公募増資により、株式会社フリークアウト・ホールディングスの持株比率は20%未満になることで株式会社フリークアウト・ホールディングスの持分法適用関連会社から外れる予定です。また、同社は将来において保有する当社株式を売却する可能性があります。同社が将来において保有する当社株式を市場で売却した場合、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

ます。

なお、当社が同社に対して事前承認を必要とする事項はなく、当社は独自に経営の意思決定を行っております。

また、当社は株式会社フリークアウト・ホールディングスの子会社である株式会社フリークアウトとの間で広告売上取引を行っており、今後も継続していく方針であります。取引実施においては、取引の合理性及び取引条件の妥当性を検討した上で決裁を得ることとし、取引の健全性及び適正性を確保しております。

(20) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますが、当社は現時点において配当を実施しておりません。今後におきましては、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主への利益配当を検討していく方針であります。しかしながら、当社の事業が計画通り推移しない場合など、配当を実施できない可能性があります。

(21) 資金使途について

新規株式上場時に計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、事業拡大に伴い増加する人件費、地代家賃、サーバー代、広告宣伝費、研究開発費及び借入金の返済に充当する予定であります。しかしながら、経営環境の急激な変化等により、上記の資金使途へ予定通り資金を投入したとしても、想定通りの投資効果を上げられない可能性があります。また、市場環境の変化等により調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

(22) 税務上の繰越欠損金について

2021年3月期末において、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。当社の経営成績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(23) ベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合による株式売却リスクについて

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は12,740,000株であり、このうち3,796,800株（所有割合29.8%）をベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有しております。当社の株式公開後において、当社株式の株価推移によっては、当該投資事業組合が所有する株式の全部又は一部を市場で売却する可能性が考えられ、その場合、株式市場における当社株式の需給バランスが短期的に悪化し、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(24) ストックオプションの顕在化リスクについて

当社では、当社の役職員及び社外協力者に対して、インセンティブを目的として新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式の割合は8.5%となっております。また、今後もインセンティブプランとしてのストックオプション制度を継続していく方針であります。これら新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存株主が有する株式の価値及び議決権が希薄化することで、株価形成に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第7期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(資産)

当事業年度末における流動資産は1,921百万円となり、前事業年度末に比べ1,622百万円増加いたしました。これは主に、新株の発行、新規の借入及び当期純利益の創出等により現金及び預金が1,579百万円、営業活動による収入の増加により売掛金が27百万円増加したことによるものであります。

また、当事業年度末における固定資産は50百万円となり、前事業年度末に比べ10百万円増加いたしました。これは主に、Web会議用の備品や業務用パソコンの購入等により工具、器具及び備品が9百万円増加したことによるものです。

この結果、資産合計は1,972百万円となり、前事業年度末に比べ1,633百万円増加いたしました。

(負債)

当事業年度末における流動負債は320百万円となり、前事業年度末に比べ185百万円増加いたしました。これは主に、手元運転資金の確保を目的として取引金融機関より借入を行ったことにより短期借入金が35百万円、1年内返済予定の長期借入金が23百万円、本社オフィスの増床に伴う工事費用等により未払金が38百万円増加したことによるものであります。

また、当事業年度末における固定負債は273百万円となり、前事業年度末に比べ257百万円増加いたしました。これは主に、手元運転資金の確保を目的として取引金融機関より借入を行ったことにより長期借入金が256百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は594百万円となり、前事業年度末に比べ443百万円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は1,377百万円となり、前事業年度末に比べ1,190百万円増加いたしました。これは主に、第三者割当増資による資本金の増加499百万円及び資本準備金の増加499百万円、減資による資本金の減少827百万円及びその他資本剰余金の増加827百万円、欠損填補によるその他資本剰余金の減少649百万円及び繰越利益剰余金の増加649百万円、当期純利益計上による繰越利益剰余金の増加190百万円によるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

(資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は1,308百万円となり、前事業年度末に比べ612百万円減少いたしました。これは主に四半期純損失の計上、敷金の差入等により、現金及び預金が733百万円減少した一方で、営業活動による収入の増加により売掛金が47百万円、その他流動資産が73百万円増加したことによるものであります。固定資産は268百万円となり、前事業年度末に比べ217百万円増加いたしました。これは本社オフィス移転により、有形固定資産が112百万円、投資その他の資産が105百万円増加したことによるものであります。

この結果、資産合計は、1,577百万円となり、前事業年度末に比べ394百万円減少いたしました。

(負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は421百万円となり、前事業年度末に比べ100百万円増加いたしました。これは主に手元運転資金の確保を目的として取引金融機関より借入を行ったことにより1年内返済予定の長期借入金が66百万円、その他流動負債が69百万円増加した一方で、取引金融機関に返済を行ったことにより短期借入金が50百万円減少したことによるものであります。固定負債は276百万円となり、前事業年度末に比べ2百万円増加いたしました。これは手元運転資金の確保を目的として取引金融機関より借入を行ったことにより長期借入金が3百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債合計は、697百万円となり、前事業年度末に比べ102百万円増加いたしました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は879百万円となり、前事業年度末に比べ497百万円減少いたしました。これは四半期純損失497百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は55.8%（前事業年度末は69.8%）となりました。

②経営成績の状況

第7期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が大きく制約されるなか、企業収益や個人消費の減退など、極めて厳しい環境が続いております。一方で、生活環境の変化により巣ごもり消費等が増加していることを受け、各企業においてはECの強化や転換等が進んでおり、これに伴い当社サービスの需要も大きく拡大しているものと認識しております。

このような経済環境の下、当社は、「おもてなし革命」を掲げ、「チャットコマース」という新たな概念を打ち立てた「ジールズ」を展開してまいりました。チャットコマース事業は、インターネット広告市場の堅調な拡大を背景に、通販・コスメ、サロン・フィットネス・来店系、人材といった業種の大手各企業様にご利用いただき、着実に事業の裾野を広げて、大幅な成長を実現してまいりました。

この結果、売上高は1,377百万円（前年同期比85.6%増）、営業利益は200百万円（前年同期は営業損失327百万円）、経常利益は194百万円（前年同期は経常損失328百万円）、当期純利益は190百万円（前年同期は当期純損失328百万円）となりました。

なお、当社はチャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による個人消費の減退や企業活動への影響が続く、依然として厳しい環境が続いております。ワクチン接種の普及に伴い経済活動の持ち直しが期待されるものの、先行きは不透明な状況が続いております。一方で、生活環境の変化により巣ごもり消費等が増加していることを受け、各企業においてはECの強化や転換等が進んでおり、これに伴い当社サービスの需要も拡大しているものと認識しております。

このような経済環境の下、当社は、「おもてなし革命」を掲げ、「チャットコマース」という新たな概念を打ち立てた「ジールズ」を展開してまいりました。チャットコマース事業は、インターネット広告市場の堅調な拡大を背景に、通販・コスメ、サロン・フィットネス・来店系、人材といった業種の大手各企業様にご利用いただき、着実に事業の裾野を広げて、大幅な成長を実現してまいりました。一方で今後の事業の拡大と収益源の多様化を実現するために優秀な人材の確保やマーケティング費用等の先行投資を積極的に行っております。

この結果、売上高は871百万円、営業損失は491百万円、経常損失は497百万円、四半期純損失は497百万円となりました。

なお、当社はチャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

③キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,579百万円増加し、1,734百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は278百万円（前年同期は351百万円の使用）となりました。これは主に、税引前当期純利益を194百万円（前年同期は税引前当期純損失328百万円）計上したこと、減価償却費を15百万円（前年同期は減価償却費9百万円）計上したこと、未払金の増加額24百万円（前年同期は未払金の減少額27百万円）、未払費用の増加額13百万円（前年同期は未払費用の増加額24百万円）等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は13百万円（前年同期は26百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出11百万円（前年同期は21百万円の支出）等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は1,314百万円（前年同期は33百万円の獲得）となりました。これは主に、株式の発行による収入999百万円、長期借入れによる収入300百万円（前年同期は20百万円の収入）等によるものであります。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ733百万円減少し、1,000百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は516百万円となりました。これは主に、税引前四半期純損失を497百万円計上したこと、売上債権の増加額47百万円、仕入債務の増加額12百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は237百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出126百万円、敷金及び保証金の差入による支出111百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は19百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入100百万円、短期借入金の純減少額50百万円等によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度のサービス区分ごとの販売実績は、次のとおりであります。

サービス区分	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)	第8期第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
成果報酬モデル (千円)	1,162,781	342.1	813,071
広告運用モデル (千円)	159,034	40.5	58,218
その他 (千円)	55,989	570.7	89
合計 (千円)	1,377,805	185.6	871,379

(注) 1. 当社はチャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2. 最近2事業年度及び第8期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第8期第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ワンスター	52,021	7.0	346,765	25.2	133,705	15.3
株式会社東京コンシューマーシステム	1,360	0.2	143,165	10.4	72,761	8.4
株式会社サイバーエージェント	34,042	4.6	139,283	10.1	101,494	11.6
株式会社セブテーニ	74,284	10.0	65,243	4.7	46,981	5.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。
なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

財政状態の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

第7期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（売上高）

売上高は1,377百万円（前年同期比85.6%増）となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当社サービスの需要増加や、積極的な人材投資によりシステム開発力及び販売の強化を行ったこと等により、当社サービスを導入する顧客が大きく増加したことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、401百万円（前年同期比9.6%増）となりました。これは主に、売上原価率の高い広告運用モデルから売上原価率の低い成果報酬モデルへのシフトが進んだことによるものです。この結果、売上総利益は、976百万円（前年同期比159.5%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、776百万円（前年同期比10.2%増）となりました。これは主に、優秀な人材の確保による人件費の増加等があった一方で、前年同期は事業拡大のために特に広告宣伝に積極的に投資していたため、当期は広告宣伝費が前年同期より減少したことによります。この結果、営業利益は、200百万円（前年同期は327百万円の損失）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

経常利益は、株式交付費、支払利息等の営業外費用6百万円が発生した結果、194百万円（前年同期は328百万円の損失）となりました。

（法人税等合計、当期純利益）

当期純利益は、法人税等合計3百万円が発生した結果、190百万円（前年同期は328百万円の損失）となりました。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（売上高）

売上高は、871百万円となりました。新型コロナウイルス感染症により当社サービスの需要が継続しております。また、引き続き積極的な人材投資を行っており、組織体制の強化により着実に事業の裾野を広げて、順調に顧客数を伸ばしていることによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、277百万円となりました。これは主に、媒体費、外注費及び人件費によるものです。その結果、売上総利益は、593百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業損失）

販売費及び一般管理費は、1,084百万円となりました。これは主に、人件費、採用費及び人材派遣費によるものです。その結果、営業損失は、491百万円となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常損失）

経常損失は、支払利息等の営業外費用6百万円が発生した結果、497百万円となりました。

（法人税等合計、四半期純損失）

四半期純損失は、経常損失により、497百万円となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、当社はチャットコマース事業の単一事業であるため、記載を省略しております。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の事業年度のキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローの増加630百万円、投資活動によるキャッシュ・フローの増加12百万円、財務活動によるキャッシュ・フローの増加1,280百万円により、当事業年度では前事業年度と比較して1,923百万円の資金の増加となりました。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の資金需要のうち主なものは、運転資金及び設備投資であります。

運転資金及び設備投資に必要な資金については、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で資金調達していくことを基本としております。

これらの資金需要に対し、第7期事業年度末における現金及び預金残高は1,734百万円であり、現状の当社の資金需要に対して十分な流動性を確保しております。

なお、2022年3月期第2四半期累計期間においては、先行的な人員採用や新規展開業界に係る先行投資等により営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなっております。当社が現在は成長フェーズにあると認識していることから、高い売上高成長率及び売上総利益成長率を重視しております。当面は事業基盤の拡充に投資して市場占有率と競争優位性の更なる強化を図ることで、高い売上高成長率及び売上総利益成長率を継続することにより、中長期的にはフリー・キャッシュフローの最大化を図ってまいります。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現在の状況下で合理的と考えられる前提等に基づいて判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りと異なる場合があります。

④経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載の通り。当社は売上高成長率及び売上総利益成長率を重視した経営を行っており、特に売上総利益の成長のため、アカウント数の拡大及びARPA（1契約当たりの売上高）を重視しております。

契約アカウント数は2021年3月期末において228件、2022年3月期第2四半期末において245件と順調に拡大しております。また、ARPA（課金発生ベース）についても2021年3月期第4四半期においては約70万円、2022年3月期第2四半期においては76万円と伸長しております。

足元では、カーディーラーなどの新規業界への展開に加え、既存クライアントとの取引深耕を図るため、Instagramを活用したチャットコマースサービスの開始や店舗に設置するデジタルサイネージとチャットボットを融合させたバーチャルチャットボットの開発など、マルチ・チャネル及びマルチ・プラットフォームにおいてチャットコマースサービスを提供する取り組みを進めております。今後も新規業界への展開を進めるとともに、既存のエンタープライズクライアントにおける取り扱いブランド数（アカウント数）を拡大し、複数のチャネル・プラットフォームにおいてマーケティングの全てのフェーズをサポートする多様なサービスを提供すること等により、ARPA拡大を図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第7期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社では、新API開発へのキャッチアップを目的として研究開発活動を行っております。当事業年度における研究開発費の総額は33,694千円であります。なお、当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社では、新サービスの開発による新たな価値創造を目的として研究開発活動を行っております。当事業年度における研究開発費の総額は59,880千円であります。なお、当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当事業年度の設備投資の総額は26,122千円であり、その主な内容は、本社オフィスの増床・リニューアル工事及び業務用パソコンの購入によるものであります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第8期第2四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当第2四半期累計期間の設備投資の総額は131,907千円であり、その主な内容は、本社オフィスの移転に伴うレイアウト工事、設備工事やOA機器及び業務用パソコンの購入によるものであります。このほか、本社オフィスの移転に伴い、敷金を新たに111,618千円差し入れております。また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都品川区)	本社設備	13,556	26,650	40,206	102 (63)

(注) 1. 現在、休止中の主な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数(アルバイト、人材会社からの派遣社員等を含む。)を外書きしております。

4. 本社建物は賃貸物件であり、年間賃借料は28,191千円であります。

5. 当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】 (2021年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,960,000
計	50,960,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,740,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,740,000	—	—

- (注) 1. 2021年9月22日開催の臨時取締役会決議により、2021年9月22日付でA種優先株式493,000株、B種優先株式888,000株、C種優先株式320,000株及びD種優先株式271,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ493,000株、888,000株、320,000株、271,000株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年9月22日付で消却しております。
2. 2021年9月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し2021年9月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,555,000株増加し、12,740,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2018年1月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社使用人 3 (注) 7
新株予約権の数(個) ※	220 [160]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 22,000 [64,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	190 [48] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年1月17日 至 2028年1月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 190 [48] 資本組入額 95 [24]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(株式無償割当てを含む。取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の取得原因の発生によるもの、並びに併合、株式交換、及び株式分割によるものを除く。)

は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を

行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。

5. 新株予約権の取得条項

①当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

②当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。

7. 退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社使用人1名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 29（注）7
新株予約権の数（個）※	1,100 [1,025]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 110,000 [410,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	240 [60]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年7月1日 至 2028年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 240 [60] 資本組入額 120 [30]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※最近事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。

す。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（株式無償割当てを含む。取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の取得原因の発生によるもの、並びに併合、株式交換、及び株式分割によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。但し、当社の取締役会の決議により以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。
 - (a) 権利行使開始日（2021年7月1日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の50%以下とする。
 - (b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。
 - (c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数から(a)の年及び(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。
- ⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。
5. 新株予約権の取得条項
 - ①当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
 - ②当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
6. 組織再編時の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。
7. 付与対象者の役員就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社使用人21名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	35
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,500 [14,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	240 [60] (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年12月27日 至 2030年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 240 [60] 資本組入額 120 [30]
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 6

※最近事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（株式無償割当てを含む。取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者

若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の取得原因の発生によるもの、並びに併合、株式交換、及び株式分割によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者(顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの(以下「反社会的勢力等」という。)に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。

5. 新株予約権の取得条項

①当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

②当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。

第4回新株予約権

決議年月日	2021年2月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社使用人 87（注）7
新株予約権の数（個）※	107,900 [104,800]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 107,900 [419,200]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,100 [275]（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年2月17日 至 2031年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,100 [275] 資本組入額 550 [138]
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※最近事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。なお、2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（株式無償割当てを含む。取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の取得原因の発生によるもの、並びに併合、株式交換、及び株式分割によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社

の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。但し、当社の取締役会の決議により以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。

(a) 権利行使開始日（新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の50%以下とする。

(b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年及び(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。

(c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数から(a)の年及び(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。

⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。

5. 新株予約権の取得条項

①当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

②当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。

7. 付与対象者の役員就任及び退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名、当社使用人81名となっております。

第5回新株予約権

決議年月日	2021年9月7日	2021年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 89	当社使用人 15
新株予約権の数（個）※	49,300	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 197,200（注）1	普通株式 6,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	425（注）2	同左
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年9月8日 至 2031年9月7日	自 2023年10月1日 至 2031年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 425 資本組入額 213	同左
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	（注）4	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6	同左

※提出日の前月末現在（2021年10月31日）における内容を記載しております。なお、2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

（注）1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（株式無償割当てを含む。取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の取得原因の発生によるもの、並びに併合、株式交換、及び株式分割によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。ただし、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。但し、当社の取締役会の決議により以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。

(a) 権利行使開始日（新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の50%以下とする。

(b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年及び(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。

(c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数から(a)の年及び(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。

⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。

5. 新株予約権の取得条項

①当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

②当社は行使条件を満たさない本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、新株予約権者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

6. 組織再編時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めるものとする。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残 高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年7月1日 (注) 1	普通株式 13,464	普通株式 13,600	—	3,000	—	1,160
2016年8月10日 (注) 2	普通株式 340	普通株式 13,940	2,500	5,500	2,500	3,660
2017年4月28日 (注) 3	普通株式 4,300	普通株式 18,240	40,850	46,350	40,850	44,510
2018年1月16日 (注) 4	普通株式 △4,930 A種優先株式 4,930	普通株式 13,310 A種優先株式 4,930	—	46,350	—	44,510
2018年1月18日 (注) 5	B種優先株式 7,700	普通株式 13,310 A種優先株式 4,930 B種優先株式 7,700	207,900	254,250	207,900	252,410
2018年2月2日 (注) 6	普通株式 △1,180 B種優先株式 1,180	普通株式 12,130 A種優先株式 4,930 B種優先株式 8,880	—	254,250	—	252,410
2019年3月29日 (注) 7	C種優先株式 3,200	普通株式 12,130 A種優先株式 4,930 B種優先株式 8,880 C種優先株式 3,200	172,800	427,050	172,800	425,210
2021年3月15日 (注) 8	普通株式 1,200,870 A種優先株式 488,070 B種優先株式 879,120 C種優先株式 316,800	普通株式 1,213,000 A種優先株式 493,000 B種優先株式 888,000 C種優先株式 320,000	—	427,050	—	425,210
2021年3月24日 (注) 9	D種優先株式 271,000	普通株式 1,213,000 A種優先株式 493,000 B種優先株式 888,000 C種優先株式 320,000 D種優先株式 271,000	499,995	927,045	499,995	925,205

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数残 高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2021年3月31日 (注)10	—	普通株式 1,213,000 A種優先株式 493,000 B種優先株式 888,000 C種優先株式 320,000 D種優先株式 271,000	△827,045	100,000	—	925,205
2021年9月22日 (注)11	普通株式 1,972,000 A種優先株式 △493,000 B種優先株式 △888,000 C種優先株式 △320,000 D種優先株式 △271,000	普通株式 3,185,000	—	100,000	—	925,205
2021年10月31日 (注)12	普通株式 9,555,000	普通株式 12,740,000	—	100,000	—	925,205

(注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 有償第三者割当増資

割当先 ABBA Lab IoEファンド1号投資事業有限責任組合

発行価格 14,706円、資本組入額 7,353円

3. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社フリークアウト・ホールディングス

発行価格 19,000円、資本組入額 9,500円

4. 普通株式からA種優先株式への転換によるものであります。

5. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社フリークアウト・ホールディングス、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合

発行価格 54,000円、資本組入額 27,000円

6. 普通株式からB種優先株式への転換によるものであります。

7. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社サイバーエージェント、ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合

発行価格 108,000円、資本組入額 54,000円

8. 株式分割(1:100)によるものであります。

9. 有償第三者割当増資

割当先 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合、YJ3号投資事業組合、ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合、HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合、株式会社電通グループ、伊東秀男

発行価格 3,690円、資本組入額 1,845円

10. 資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、資本金を827,045千円減少(減資割合89.2%)させ、同額をその他資本剰余金に振り替えたものであります。

11. 2021年9月22日開催の臨時取締役会決議により、2021年9月22日付でA種優先株式493,000株、B種優先株式888,000株、C種優先株式320,000株及びD種優先株式271,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ493,000株、888,000株、320,000株、271,000株交付しております。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年9月22日付で消却しております。

12. 株式分割(1:4)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	9	—	—	4	13	—
所有株式数（単元）	—	—	—	80,880	—	—	46,520	127,400	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	63.49	—	—	36.51	100	—

- (注) 1. 2021年9月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し2021年9月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,555,000株増加し、発行済株式総数は12,740,000株となっております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 12,740,000	127,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	12,740,000	—	—
総株主の議決権	—	127,400	—

- (注) 1. 2021年9月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し2021年9月30日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 2021年10月15日開催の取締役会決議により、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,555,000株増加し、発行済株式総数は12,740,000株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2021年9月22日) での決議状況 (取得日 2021年9月22日)	A種優先株式 493,000 B種優先株式 888,000 C種優先株式 320,000 D種優先株式 271,000	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2020年4月1日～2021年3月31日)	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 493,000 B種優先株式 888,000 C種優先株式 320,000 D種優先株式 271,000	—
提出日現在の未行使割合	—	—

(注) 2021年9月22日開催の取締役会決議に基づいて、2021年9月22日付でA種優先株式493,000株、B種優先株式888,000株、C種優先株式320,000株及びD種優先株式271,000株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ493,000株、888,000株、320,000株、271,000株交付いたしました。また、同取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年9月22日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った 取得自己株式	—	—	A種優先株式 493,000 B種優先株式 888,000 C種優先株式 320,000 D種優先株式 271,000	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に 係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2021年9月22日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年9月22日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社の配当の決定機関は株主総会であります。当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつであると認識しております。しかしながら、現在は成長過程にあるため、財務体質を強化し、事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えており、このことから設立以来配当を実施していません。今後の配当方針については、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。内部留保につきましては、将来の財務体質の強化、収益力の向上及び事業拡大のために活用していく所存であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大と企業価値向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速化を進めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備に当たり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

(イ)取締役会・役員体制

当社の取締役会は、議長 清水正大（代表取締役）、遠藤竜太（取締役）、伊東秀男（取締役）及び松田招博（社外取締役）の4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。独立役員である松田昭博氏を招聘し、より広い視野に基づいた価値創造、及び経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする経営体制を推進しております。また、取締役会は、原則月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、法定その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。

(ロ)監査役会

当社の監査役会は、議長 村田晃宏（常勤社外監査役）、猪木俊宏（社外監査役）、佐々木翔平（社外監査役）の3名で構成され、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、弁護士資格を有する者等であり、知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受などを行う他、常勤監査役は実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

(ハ)内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者2名が担当しております。コーポレート本部の担当者1名が全社的な内部監査を実施しており、自己監査防止のため、同本部に対してはPeople&Culture本部の担当者1名が相互監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しています。内部監査担当者は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のために指摘を行い、改善状況について、後日フォローアップし確認しております。

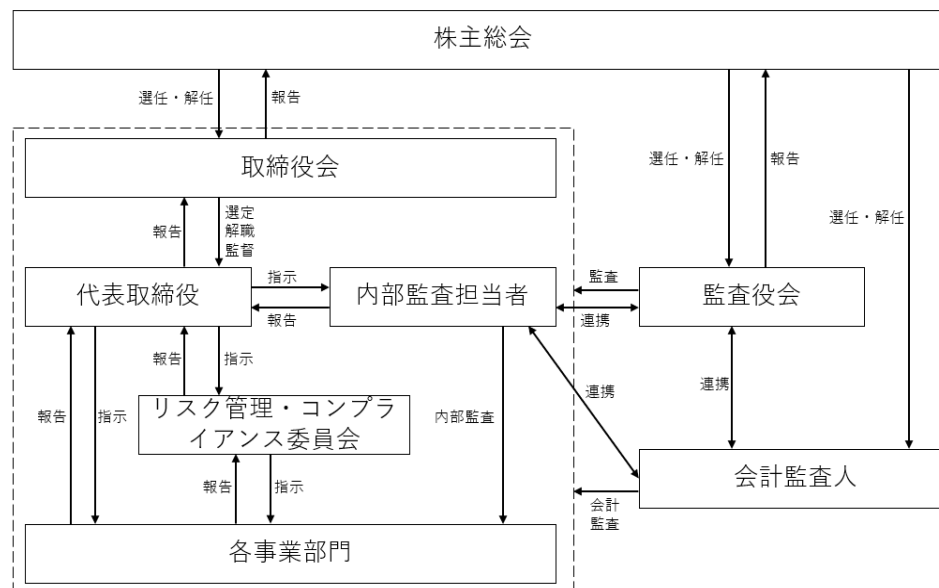
(ニ)会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社間に特別な関係はありません。

(ホ)リスク管理・コンプライアンス委員会

当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制の強化・推進に係る社内規程を定め、委員長 清水正大（代表取締役）、各部門の部長、村田晃宏（常勤監査役）、事務局担当者により構成するリスク管理・コンプライアンス委員会を原則として半年に1回開催し、適切なリスク管理の運用、企業活動における法令遵守及び営業上の諸問題に対する対応を検討しております。具体的には、インシデントの発生状況及び要因分析を行うとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会運営マニュアルに従い、リスクマップの作成及び重点リスクテーマの設定並びにインシデント報告ルールの策定を進めております。

当社の企業統治の体制は、以下の図のとおりであります。



b. 当該体制を採用する理由

当社は、上記のとおり、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査担当者を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的に企業価値を向上させ、ガバナンス体制が有効に機能すると考え、現在の体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行なっております。その概要は、以下のとおりであります。

(イ) 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
- (ii) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (iii) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- (iv) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- (v) 社内外の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下「公益通報制度」という。）を構築する。
- (vi) 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、懲罰委員会による処罰の対象とする。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (i) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
- (ii) 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
- (ii) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。

(二)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i)取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
- (ii)取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
- (iii)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。

(ホ)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i)職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
- (ii)必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
- (iii)個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。

(ヘ)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (i)監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- (ii)監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。

(ト)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (i)取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
- (ii)取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。

(チ)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i)監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
- (ii)監査役は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
- (iii)監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
- (iv)監査役は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図る。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理に関して「リスク管理・コンプライアンス規程」を定め、代表取締役の直属機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置したリスク管理体制を構築しております。業務上、発生する可能性のある各種リスクを把握、分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

また、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、解決に取り組んでおります。当社の従業員は、本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、または生じようとしていることを社内に設けた通報窓口に通報することができます。

c. 責任限定契約

当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

d. 取締役会で決議できる責任免除について

当社は、職務の執行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除できる旨を定款で定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条の第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

g. 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

h. 剰余金の配当等

当社は、機動的に財務施策を遂行することを可能とするため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	清水 正大	1992年1月16日生	2010年4月 JFEメカニカル(株)(現JFEプラントエンジニアリング(株))入社 2014年4月 当社設立 代表取締役就任(現任)	(注) 3	4,528,000
取締役 COO	遠藤 竜太	1992年11月18日生	2017年4月 (株)フリークアウト入社 2017年7月 当社入社 2019年6月 当社取締役COO就任(現任)	(注) 3	56,000
取締役 コーポレート本部長	伊東 秀男	1988年2月15日生	2012年2月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 2018年10月 当社入社 2021年1月 当社取締役コーポレート本部長就任(現任)	(注) 3	12,000
取締役	松田 昭博	1960年11月5日生	1983年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほフィナンシャルグループ)入行 2002年10月 (株)みずほコーポレート銀行(現(株)みずほ銀行)入行 2010年4月 (株)クレディセゾン入社 顧問 2010年6月 同社取締役就任 金融商品部、カードファイナンス部、ローンセンター担当 2012年3月 同社取締役 WEB支店、カードファイナンス部担当 2012年10月 同社取締役 みずほ提携推進部、WEB支店、カードファイナンス部担当 2013年3月 同社取締役 金融・法人営業部、みずほ提携推進部担当兼クレジット事業部長 2014年3月 同社取締役 海外統括部担当 2018年3月 同社取締役兼グローバル事業部長 2020年3月 同社取締役兼執行役員 特命担当 2020年6月 同社顧問(現任) JKホールディングス(株)社外監査役就任(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	村田 晃宏	1965年9月9日生	1989年4月 (株)リクルート入社 2004年4月 同社 自動車カンパニー 東海CS部長 2006年10月 同社 自動車カンパニー 企画室長 2012年10月 分社化に伴い(株)リクルートマーケティングパートナーズに転籍 2014年4月 同社 企画統括室 事業統括部長 2020年6月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	猪木 俊宏	1968年7月6日生	1998年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 三井安田法律事務所 入所 2007年7月 特定非営利活動法人コモンズフィア 理事 (現任) 2009年9月 サイバーボンド(株) 代表取締役 (現任) 2011年7月 猪木法律事務所設立 (現任) 2013年2月 (株)コウゾウ (現(株)メルカリ) 監査役 2014年10月 株式会社ゼロスタート (現ZETA(株)) 社外監 査役 (現任) 2016年6月 さくらインターネット(株) 社外取締役 (現 任) 2016年10月 (株)アベルザ 社外監査役 (現任) 2016年12月 システムサービス(株) 社外監査役 2018年1月 (株)ハヤルカ 社外監査役 (現任) 2020年11月 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 4	56,000
監査役	佐々木 翔平	1984年9月10日生	2007年4月 (株)アエリア入社 2011年4月 (株)アクワイア入社 2011年11月 (株)クラウドワークス設立 執行役員 2012年11月 同社 取締役 2013年10月 同社 取締役CFO 2018年9月 LeapMind(株) 取締役CFO 2021年7月 当社社外監査役就任 (現任)	(注) 4	-
計					4,652,000

(注) 1. 取締役松田昭博は、社外取締役であります。

2. 監査役村田晃宏、猪木俊宏、佐々木翔平は、社外監査役であります。

3. 2021年9月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2021年9月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 当社では、迅速かつ円滑な業務の執行と経営判断の実現のため、執行役員制度を導入しております。なお、執行役員は2名であり、取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

氏名	職名
渡邊 大介	執行役員自動車事業部長
渡邊 雄介	執行役員CFO

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役松田昭博は、金融機関において取締役として経営に携わってきており、会社経営及び企業統治に対する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。社外取締役松田昭博は、新株予約権を500個（新株予約権の目的となる株式の数2,000株）保有しておりますが、その他に当社と社外取締役松田昭博の間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役村田晃宏は、事業会社において事業収支管理や人材マネジメント等を統括する経験を有する等、経営財務全般に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。当社と社外監査役村田晃宏の間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役猪木俊宏は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。社外監査役猪木俊宏は、2016年7月より当社の株式を56,000株保有しておりますが、本書提出日現在において持分比率は0.44%と僅少であります。その他に当社と社外監査役猪木俊宏の間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役佐々木翔平は、事業会社において事業収支管理や経理財務業務等を統括する経験を有する等、経営財務全般に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。当社と社外監査役佐々木翔平の間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものではありませんが、経歴や当社との関係から個別に判断し、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる方を候補者として選任することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し意見を述べることにより、取締役の業務執行状況を監督しております。

また、社外監査役は、内部監査部門より監査体制、監査計画、監査実施状況の報告を聴取するほか、相互に意見交換を行うことにより緊密な連携をとっています。さらに、定期的に会計監査人から監査計画や監査手続の概要等について説明を受けるとともに、監査結果の報告を受けているほか、監査役による監査実施状況や相互の課題認識などについて意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役が取締役会等重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査担当者等からその職務執行状況の聴取等を行うことにより、取締役の業務執行や内部統制の状況について監査しております。監査役と会計監査人は定期的に意見交換を行うなど相互に連携・協力し、監査の効率性及びコーポレート・ガバナンスの実効性を高めております。

当社は、2020年12月に設置した監査役協議会を原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。また、2021年7月に設置した監査役会を原則として月1回開催し、必要に応じて随時開催することとしております。最近事業年度において、当社は監査役協議会を合計4回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
村田 晃宏	4回	4回
猪木 俊宏	4回	4回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針及び監査実施計画、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況、会計監査人の職務執行の適切性評価、再任適否及び報酬等に関する同意等であります。

常勤監査役の活動は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングを実施することで、経営の意思決定や事業運営、内部統制システムの整備状況等を確認し、監査役会等で非常勤監査役との間で情報の共有及び意思疎通を図っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査担当者2名が担当しております。コーポレート本部の担当者1名が全社的な内部監査を実施しており、自己監査防止のため、同本部に対してはPeople&Culture本部の担当者1名が相互監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しています。内部監査にあたっては毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については代表取締役宛に都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 飯塚 徹

指定有限責任社員 業務執行社員 野口 正邦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士4名及びその他9名であります。

e. 監査法人の選定方針、選定理由

当社は、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案して、会計監査人を選定しております。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」などを参考として、会計監査人から報告を受けた監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われていることを確保するための品質管理体制等その実績を比較検証するとともに、監査報告書の内容の充実度等を総合的に評価しており、監査人の監査体制、職務遂行状況等は適切であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
11,000	1,500	15,500	—

最近事業年度の前事業年度における非監査業務の内容は、株式上場準備に係る助言・指導業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査法人から提示される監査計画、監査内容、監査日程等を勘案して、双方協議の上で監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社の役員報酬等は、株主総会の決議により取締役及び監査役の報酬限度額を決定しております。

取締役については、2021年6月30日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。また、当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会において委任された代表取締役清水正大であり、株主総会で委任された報酬限度額の範囲内において、担当職務、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。

監査役については、2021年6月30日開催の定時株主総会において、年額10,000千円以内と決議しております。また、各監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

なお、当社の役員報酬等は、固定報酬を基本としており、業績連動報酬は採用しておりません。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）					対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック・ オプション	業績連動報 酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締 役を除く)	20,491	20,491	—	—	—	—	3
監査役 (社外監査 役を除く)	—	—	—	—	—	—	—
社外取締役	1,800	1,800	—	—	—	—	1
社外監査役	5,150	5,150	—	—	—	—	3

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 社外監査役には、2020年6月30日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

③ 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社が主催するセミナーへの参加等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	155,058	1,734,522
売掛金	129,375	156,773
前払費用	12,978	26,525
未収還付法人税等	—	543
その他	903	2,870
流動資産合計	298,315	1,921,236
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,872	18,585
減価償却累計額	△1,312	△5,028
建物（純額）	12,559	13,556
工具、器具及び備品	29,667	50,844
減価償却累計額	△12,916	△24,194
工具、器具及び備品（純額）	16,750	26,650
有形固定資産合計	29,310	40,206
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	772	1,218
敷金及び保証金	9,907	9,452
投資その他の資産合計	10,690	10,680
固定資産合計	40,000	50,886
資産合計	338,316	1,972,123

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,511	26,587
短期借入金	15,000	50,000
1年内返済予定の長期借入金	3,813	27,048
未払金	19,077	57,998
未払費用	42,308	56,252
未払法人税等	3,270	—
預り金	3,571	16,489
前受収益	3,630	64
賞与引当金	10,000	16,500
その他	7,961	69,918
流動負債合計	135,144	320,857
固定負債		
長期借入金	16,668	272,896
繰延税金負債	—	1,076
固定負債合計	16,668	273,972
負債合計	151,812	594,830
純資産の部		
株主資本		
資本金	427,050	100,000
資本剰余金		
資本準備金	425,210	925,205
その他資本剰余金	—	177,394
資本剰余金合計	425,210	1,102,599
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△665,756	174,693
利益剰余金合計	△665,756	174,693
株主資本合計	186,503	1,377,293
純資産合計	186,503	1,377,293
負債純資産合計	338,316	1,972,123

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2021年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,000,816
売掛金	204,556
その他	103,214
流動資産合計	1,308,586
固定資産	
有形固定資産	152,846
投資その他の資産	115,978
固定資産合計	268,825
資産合計	1,577,411
負債の部	
流動負債	
買掛金	39,142
1年内返済予定の長期借入金	93,712
未払法人税等	1,145
賞与引当金	17,067
その他	270,630
流動負債合計	421,697
固定負債	
長期借入金	276,042
固定負債合計	276,042
負債合計	697,739
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	1,102,599
利益剰余金	△322,927
株主資本合計	879,672
純資産合計	879,672
負債純資産合計	1,577,411

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	742,512	1,377,805
売上原価	366,091	401,107
売上総利益	376,421	976,698
販売費及び一般管理費	※1,※2 704,207	※1,※2 776,000
営業利益又は営業損失(△)	△327,785	200,697
営業外収益		
受取利息	3	4
講演料等収入	130	40
その他	112	20
営業外収益合計	246	64
営業外費用		
支払利息	526	2,648
株式交付費	—	3,499
その他	0	74
営業外費用合計	526	6,222
経常利益又は経常損失(△)	△328,066	194,539
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△328,066	194,539
法人税、住民税及び事業税	810	2,663
法人税等調整額	—	1,076
法人税等合計	810	3,739
当期純利益又は当期純損失(△)	△328,876	190,799

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費		62,183	17.0	109,812	27.4
II 経費	※	303,908	83.0	291,294	72.6
当期売上原価		366,091	100.0	401,107	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算であります。

(注) ※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
媒体費 (千円)	249,035	162,995
外注費 (千円)	38,593	80,517

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
売上高	871,379
売上原価	277,977
売上総利益	593,402
販売費及び一般管理費	※ 1,084,994
営業損失(△)	△491,591
営業外収益	
受取利息	6
雑収入	316
営業外収益合計	323
営業外費用	
支払利息	2,771
支払補償費	2,815
その他	696
営業外費用合計	6,283
経常損失(△)	△497,551
税引前四半期純損失(△)	△497,551
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	△1,076
法人税等合計	69
四半期純損失(△)	△497,621

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	427,050	425,210	—	425,210	△336,880	△336,880	515,379	515,379
当期変動額								
当期純損失（△）					△328,876	△328,876	△328,876	△328,876
当期変動額合計	—	—	—	—	△328,876	△328,876	△328,876	△328,876
当期末残高	427,050	425,210	—	425,210	△665,756	△665,756	186,503	186,503

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	427,050	425,210	—	425,210	△665,756	△665,756	186,503	186,503
当期変動額								
新株の発行	499,995	499,995		499,995			999,990	999,990
減資	△827,045		827,045	827,045			—	—
欠損填補			△649,650	△649,650	649,650	649,650	—	—
当期純利益					190,799	190,799	190,799	190,799
当期変動額合計	△327,050	499,995	177,394	677,389	840,450	840,450	1,190,789	1,190,789
当期末残高	100,000	925,205	177,394	1,102,599	174,693	174,693	1,377,293	1,377,293

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△328,066	194,539
減価償却費	9,479	15,226
賞与引当金の増減額 (△は減少)	10,000	6,500
受取利息	△3	△4
支払利息	526	2,648
売上債権の増減額 (△は増加)	△67,305	△27,398
仕入債務の増減額 (△は減少)	24,755	75
未払金の増減額 (△は減少)	△27,983	24,732
未払費用の増減額 (△は減少)	24,082	13,943
その他	3,804	51,994
小計	△350,709	282,256
利息の受取額	3	4
利息の支払額	△642	△2,533
法人税等の支払額	△290	△809
営業活動によるキャッシュ・フロー	△351,639	278,917
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△21,573	△11,933
敷金及び保証金の回収による収入	—	815
敷金及び保証金の差入による支出	△4,763	△2,787
その他	△10	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,347	△13,906
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	15,000	35,000
長期借入れによる収入	20,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△1,520	△20,537
株式の発行による収入	—	999,990
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,480	1,314,453
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△344,506	1,579,464
現金及び現金同等物の期首残高	499,564	155,058
現金及び現金同等物の期末残高	※ 155,058	※ 1,734,522

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△497,551
減価償却費	18,669
賞与引当金の増減額 (△は減少)	567
受取利息	△6
支払利息	2,771
売上債権の増減額 (△は増加)	△47,782
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,555
その他	150
小計	△510,626
利息の受取額	6
利息の支払額	△2,839
法人税等の支払額	△2,663
営業活動によるキャッシュ・フロー	△516,123
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△126,246
敷金及び保証金の回収による収入	284
敷金及び保証金の差入による支出	△111,618
その他	187
投資活動によるキャッシュ・フロー	△237,393
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△50,000
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△30,190
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,810
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△733,706
現金及び現金同等物の期首残高	1,734,522
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,000,816

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～15年

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(耐用年数の変更)

当事業年度において、本社の移転及びその時期を決定したため、移転後利用見込のない固定資産について耐用年数の見直しを行いました。また、本社の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に対応する資産除去債務(簡便法)の使用見込期間の変更を行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,477千円減少しております。

(追加情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社への影響は限定的であり、業績に与える影響も軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、今後の感染拡大や収束時期は不確実性が高く、経済活動への影響に変化が生じた場合には、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社への影響は限定的であり、業績に与える影響も軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、今後の感染拡大や収束時期は不確実性が高く、経済活動への影響に変化が生じた場合には、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関1行と当座貸越契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越限度額及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約の総額	550,000千円	550,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	550,000	550,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.2%、当事業年度26.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.8%、当事業年度73.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	151,983千円	265,488千円
業務委託費	64,040	88,795
広告宣伝費	215,649	33,225
賞与引当金繰入額	7,072	10,972
減価償却費	6,607	10,084

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	20,320千円	33,694千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,130	—	—	12,130
A種優先株式	4,930	—	—	4,930
B種優先株式	8,880	—	—	8,880
C種優先株式	3,200	—	—	3,200
合計	29,140	—	—	29,140

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1. 2.	12,130	1,200,870	—	1,213,000
A種優先株式 (注) 1. 2.	4,930	488,070	—	493,000
B種優先株式 (注) 1. 2.	8,880	879,120	—	888,000
C種優先株式 (注) 1. 2.	3,200	316,800	—	320,000
D種優先株式 (注) 3.	—	271,000	—	271,000
合計	29,140	3,155,860	—	3,185,000

(注) 1. 当社は、2021年3月15日付で、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の発行済株式総数の増加は株式分割によるものであります。

3. D種優先株式の発行済株式総数の増加は第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	155,058千円	1,734,522千円
現金及び現金同等物	155,058	1,734,522

(金融商品関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い銀行預金に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	155,058	155,058	—
(2) 売掛金	129,375	129,375	—
資産計	284,433	284,433	—
(1) 買掛金	26,511	26,511	—
(2) 短期借入金	15,000	15,000	—
(3) 未払金	19,077	19,077	—
(4) 未払費用	42,308	42,308	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む)	20,481	20,484	3
負債計	123,379	123,382	3

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	155,058	—	—	—
売掛金	129,375	—	—	—
合計	284,433	—	—	—

3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	15,000	—	—	—	—	—
長期借入金	3,813	2,856	2,856	2,856	2,856	5,244
合計	18,813	2,856	2,856	2,856	2,856	5,244

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

必要な資金を自己資金及び銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い銀行預金に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、そのほとんどが2ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,734,522	1,734,522	—
(2) 売掛金	156,773	156,773	—
資産計	1,891,296	1,891,296	—
(1) 買掛金	26,587	26,587	—
(2) 短期借入金	50,000	50,000	—
(3) 未払金	57,998	57,998	—
(4) 未払費用	56,252	56,252	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む)	299,944	297,225	△2,718
負債計	490,781	488,063	△2,718

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,734,522	—	—	—
売掛金	156,773	—	—	—
合計	1,891,296	—	—	—

3. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
長期借入金	27,048	78,648	77,908	29,928	29,928	56,484
合計	77,048	78,648	77,908	29,928	29,928	56,484

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 3名	当社取締役 1名 当社使用人 29名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 152,000株	普通株式 460,000株	普通株式 14,000株
付与日	2018年1月16日	2019年6月30日	2019年12月27日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年1月17日 至 2028年1月16日	自 2021年7月1日 至 2028年6月30日	自 2021年12月27日 至 2030年12月26日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年3月15日付株式分割(普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき100株の割合)、2021年10月31日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者(顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの(以下「反社会的勢力等」という。)に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 第2回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日(以下「株式公開の日」)以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者(顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。但し、当社の取締役会の決議により以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。

(a) 権利行使開始日(2021年7月1日)以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の50%以下とする。

(b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。

(c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数から(a)の年および(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。

⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの(以下「反社会的勢力等」という。)に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 第3回新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者(顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。)のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。

③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。

④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの(以下「反社会的勢力等」という。)に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。

⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	152,000	—	—
付与	—	460,000	14,000
失効	64,000	20,000	—
権利確定	—	—	—
未確定残	88,000	440,000	14,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2021年3月15日付株式分割(普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき100株の割合)、2021年10月31日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	48	60	60
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2021年3月15日付株式分割(普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき100株の割合)、2021年10月31日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、DCF方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払い込み金額を控除して算定しております。

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額となっており、単位当たりの本源的価値は零となっていることから、費用計上はしていません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 1,100千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社使用人 3名	当社取締役 1名 当社使用人 29名	社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社使用人 87名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 152,000株	普通株式 460,000株	普通株式 14,000株	普通株式 431,600株
付与日	2018年1月16日	2019年6月30日	2019年12月27日	2021年3月15日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)4	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年1月17日 至 2028年1月16日	自 2021年7月1日 至 2028年6月30日	自 2021年12月27日 至 2030年12月26日	自 2023年2月17日 至 2031年2月16日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2021年3月15日付株式分割(普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき100株の割合)、2021年10月31日付株式分割(普通株式1株につき4株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使

することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

3. 第2回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。但し、当社の取締役会の決議により以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。
 - (a) 権利行使開始日（2021年7月1日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の50%以下とする。
 - (b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。
 - (c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数から(a)の年および(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。
- ⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 第3回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 第4回新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後

において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。

- ②新株予約権の割り当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数および行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。但し、当社の取締役会の決議により以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。
- (a) 権利行使開始日（新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の50%以下とする。
- (b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。
- (c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割り当てられた新株予約権個数から(a)の年および(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。
- ⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	88,000	440,000	14,000	—
付与	—	—	—	431,600
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	88,000	440,000	14,000	431,600
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 2021年3月15日付株式分割（普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき100株の割合）、2021年10月31日付株式分割（普通株式1株につき4株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	48	60	60	275
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

(注) 2021年3月15日付株式分割（普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき100株の割合）、2021年10月31日付株式分割（普通株式1株につき4株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、DCF方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払い込み金額を控除して算定しております。

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額となっており、単位当たりの本源的価値は零となっていることから、費用計上はしていません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 117,630千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	9,011千円	50,863千円
賞与引当金	3,062	5,540
資産除去債務	281	1,123
未払給与	4,139	—
税務上の繰越欠損金(注)2	184,212	98,983
その他	2,005	1,189
繰延税金資産小計	202,711	157,701
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△184,212	△98,983
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,499	△58,717
評価性引当額小計(注)1	△202,711	△157,701
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他	—	△1,076
繰延税金負債合計	—	△1,076
繰延税金負債の純額	—	△1,076

(注)1. 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じております。

当事業年度の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	184,212	184,212
評価性引当額	—	—	—	—	—	△184,212	△184,212
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	—	—	—	—	—	98,983	98,983
評価性引当額	—	—	—	—	—	△98,983	△98,983
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	—%	33.6%
(調整)	—	
評価性引当額の増減	—	△23.1
住民税均等割	—	1.4
税率変更による差異	—	△10.1
その他	—	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	1.9

(注) 前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	成果報酬モデル	広告運用モデル	その他	合計
外部顧客への売上高	339,863	392,837	9,811	742,512

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社セブテーニ	74,284	チャットコマース事業

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	成果報酬モデル	広告運用モデル	その他	合計
外部顧客への売上高	1,162,781	159,034	55,989	1,377,805

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、記載はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ワンスター	346,765	チャットコマース事業
株式会社東京コンシューマーシステム	143,165	チャットコマース事業
株式会社サイバーエージェント	139,283	チャットコマース事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	ジャフコSV5 共有投資事業 有限責任組合	東京都 港区	62,000,000	投資業	(被所有) 直接 21.3	当社への 出資	新株の発行 (注)	502,947	-	-

(注) 当社の行った第三者割当増資(D種優先株式)を1株につき3,690円で引き受けたものです。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清水 正大	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 38.8	債務被保 証	当社の賃貸 借契約に対 する債務被 保証 (注) 1	24,551	-	-
							当社の銀行 借入に対す る債務被保 証(注) 2	19,524	-	-

(注) 1. 本社事務所の不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には年間の賃借料の支払額（消費税等抜き）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	清水 正大	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 35.5	債務被保 証	当社の賃貸 借契約に対 する債務被 保証 (注) 1	28,191	-	-
							当社の銀行 借入に対す る債務被保 証(注) 2	111,304	-	-
	伊東 秀男	-	-	当社取締 役	(被所有) 直接 0.1	当社への 出資	新株の発行 (注) 3	11,070	-	-

(注) 1. 本社事務所の不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には年間の賃借料の支払額（消費税等抜き）を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

2. 銀行借入に対して債務保証を受けております。また、上記取引金額には当該債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

3. 当社の行った第三者割当増資(D種優先株式)を1株につき3,690円で引き受けたものです。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	△150.93円
1株当たり当期純損失(△)	△28.22円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は2021年3月15日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純損失(△) (千円)	△328,876
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失(△) (千円)	△328,876
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	11,656,000 (うち普通株式 4,852,000) (うちA種優先株式 1,972,000) (うちB種優先株式 3,552,000) (うちC種優先株式 1,280,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数1,355個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。

- (注) A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等であるため、1株当たり当期純損失の算定上、普通株式に含めて計算しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	△111.60円
1株当たり当期純利益	16.34円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は2021年3月15日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を、2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益 (千円)	190,799
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	190,799
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 (株)	11,679,759 (うち普通株式 4,852,000) (うちA種優先株式 1,972,000) (うちB種優先株式 3,552,000) (うちC種優先株式 1,280,000) (うちD種優先株式 23,759)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数109,255個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。

- (注) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等であるため、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

(第5回新株予約権)

当社は、2021年8月30日開催の臨時株主総会及び2021年9月7日開催の取締役会において、当社の長期的な企業価値の向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2021年9月7日に発行いたしました。

1. 新株予約権の付与日
2021年9月7日
2. 付与対象者の区分及び人数
当社使用人 89名
3. 新株予約権の発行数
49,300個
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式49,300株(新株予約権1個につき1株)
5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額
無償で発行するものとする
6. 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき1,700円
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格: 1株につき1,700円
資本組入額: 1株につき850円
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額: 83,810,000円
資本組入額の総額: 41,905,000円
9. 新株予約権の行使期間
新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日まで

(第5回-2新株予約権)

当社は、2021年8月30日開催の臨時株主総会及び2021年9月30日開催の取締役会において、当社の長期的な企業価値の向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社の従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、2021年9月30日に発行いたしました。

1. 新株予約権の付与日
2021年9月30日
2. 付与対象者の区分及び人数
当社使用人 15名
3. 新株予約権の発行数
1,500個
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式1,500株(新株予約権1個につき1株)
5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭の額
無償で発行するものとする
6. 新株予約権の行使時の払込金額
1株につき1,700円
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
発行価格: 1株につき1,700円
資本組入額: 1株につき850円
8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額: 2,550,000円
資本組入額の総額: 1,275,000円

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日まで

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年9月30日の臨時株主総会において単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議を行うとともに、2021年10月15日開催の取締役会において、2021年10月31日付をもって株式分割を行うことを決議しました。

1. 株式分割、単元株制度採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

2021年10月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,185,000株
今回の分割により増加する株式数	9,555,000株
株式分割後の発行済株式総数	12,740,000株
株式分割後の発行可能株式総数	50,960,000株

③株式分割の効力発生日

2021年10月31日

④新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、2021年10月31日以降に行使する新株予約権の行使価格を以下のとおり調整しました。

名称	調整前行使価格(円)	調整後行使価格(円)
第1回新株予約権	190	48
第2回新株予約権	240	60
第3回新株予約権	240	60
第4回新株予約権	1,100	275
第5回新株予約権	1,700	425

⑤1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、当該箇所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2021年9月22日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款の定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年9月22日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

また当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2021年9月22日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

1. 取得及び消却した株式数

A種優先株式	493,000株
B種優先株式	888,000株
C種優先株式	320,000株
D種優先株式	271,000株

2. 交換により交付した普通株式数

1,972,000株

3. 交付後の発行済普通株式数

3,185,000株

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第2四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の拡大に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響は未だ不透明な状況ではあるものの、現状では、当社への影響は限定的であり、業績に与える影響も軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

なお、今後の感染拡大や収束時期は不確実性が高く、経済活動への影響に変化が生じた場合には、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関1行と当座貸越契約及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	当第2四半期会計期間 (2021年9月30日)
当座貸越限度額及びリボルビング・クレジット・ファシリティ契約の総額	550,000千円
借入実行残高	—
差引額	550,000

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
給料及び手当	321,673千円
賞与引当金繰入額	13,422

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金勘定	1,000,816千円
現金及び現金同等物	1,000,816

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

当社は、チャットコマース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービス区分	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
成果報酬モデル	813,071
広告運用モデル	58,218
その他	89
顧客との契約から生じる収益	871,379
その他の収益	—
外部顧客への売上高	871,379

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△39円06銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△497,621
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△497,621
普通株式の期中平均株式数(株)	12,740,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類(新株予約権の数50,800個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況①ストックオプション制度の内容」に記載の通りであります。

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株式数が把握できませんので、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社は2021年10月31日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2021年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年10月31日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

2021年10月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	3,185,000株
今回の分割により増加する株式数	9,555,000株
株式分割後の発行済株式総数	12,740,000株
株式分割後の発行可能株式総数	50,960,000株

③株式分割の効力発生日

2021年10月31日

④新株予約権の行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、2021年10月31日以降に行使する新株予約権の行使価格を以下のとおり調整しました。

名称	調整前行使価格 (円)	調整後行使価格 (円)
第1回新株予約権	190	48
第2回新株予約権	240	60
第3回新株予約権	240	60
第4回新株予約権	1,100	275
第5回新株予約権	1,700	425

⑤ 1株当たり情報に及ぼす影響につきましては、当該箇所に記載しております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	13,872	4,713	—	18,585	5,028	3,716	13,556
工具、器具及び備品	29,667	21,409	232	50,844	24,194	11,509	26,650
有形固定資産計	43,539	26,122	232	69,429	29,223	15,226	40,206
長期前払費用	772	971	525	1,218	—	—	1,218

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社オフィス 内装工事	4,214千円
工具、器具及び備品	ワークポッド	5,910千円
	ロッカー	1,696千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	15,000	50,000	1.09	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,813	27,048	1.26	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	16,668	272,896	1.80	2023年～2028年
合計	35,481	349,944	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	78,648	77,908	29,928	29,928

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	10,000	16,500	10,000	—	16,500

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	1,734,522
合計	1,734,522

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社ワンスター	29,835
株式会社サイバーエージェント	21,265
株式会社セブテーニ	18,173
株式会社東京コンシューマーシステム	13,676
株式会社フリークアウト	9,349
その他	64,472
合計	156,773

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
129,375	1,511,149	1,483,750	156,773	90.4	35

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
LINE株式会社	14,506
ファインディ株式会社	2,371
株式会社Sun Asterisk	1,487
横山哲郎	1,188
株式会社デジタルハーツ	968
その他	6,065
合計	26,587

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1. 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1. 無料（注）2.
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://zeals.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年 9月30日	島田 想	東京都品川区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名) (注) 4	清水 正大	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	普通株式 56,000	210,000 (4) (注) 6	取締役退任
2019年 9月30日	松田 済	東京都品川区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 4	遠藤 竜太	東京都品川区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名) (注) 5	普通株式 56,000	210,000 (4) (注) 6	取締役退任
2020年 9月30日	株式会社フリークアウト・ホールディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区六本木六丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	FreakOut Shinsei Fund 1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 FreakOut Shinsei Fund 株式会社 代表取締役 郡司 亮	東京都港区六本木六丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注) 5	B種優先株式 216,800	199,998,000 (923) (注) 7	移動後の所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2021年 9月22日	-	-	-	株式会社フリークアウト・ホールディングス 代表取締役 本田 謙	東京都港区六本木六丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △1,972,000 B種優先株式 △1,135,200 普通株式 3,107,200	-	(注) 8
2021年 9月22日	-	-	-	ジャフコSV5 共有投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 ジャフコ グループ株式 会社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △1,864,000 C種優先株式 △304,800 D種優先株式 △545,200 普通株式 2,714,000	-	(注) 8
2021年 9月22日	-	-	-	株式会社サイバーエージェント 代表取締役 藤田 晋	東京都渋谷区宇田川町40番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △920,000 普通株式 920,000	-	(注) 8
2021年 9月22日	-	-	-	ジャフコSV5 スター投資事業 有限責任組合 無限責任組合 員 ジャフコ グループ株式 会社 代表取締役 豊貴 伸一	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △336,000 C種優先株式 △55,200 D種優先株式 △98,800 普通株式 490,000	-	(注) 8

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 9月22日	—	—	—	YJ3号投資事業組合 業務執行組合員 Z Venture Capital株式会社 代表取締役 堀 新一郎	東京都千代田区紀尾井町1番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	D種優先株式 △324,000 普通株式 324,000	—	(注) 8
2021年 9月22日	—	—	—	FreakOut Shinsei Fund 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 FreakOut Shinsei Fund 株式会社 代表取締役 郡司 亮	東京都港区六本木六丁目3番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △216,800 普通株式 216,800	—	(注) 8
2021年 9月22日	—	—	—	伊東 秀男	東京都墨田区	特別利害関係者等(当社の取締役)	D種優先株式 △12,000 普通株式 12,000	—	(注) 8

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2019年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）から外れております。
5. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）になりました。
6. 移動価格は帳簿価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
7. 移動価格は、当事者間で協議の上決定した価格であります。
8. 2021年9月22日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年9月22日付で自己株式として取得し、対価として各種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、同取締役

会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを2021年9月22日付で消却しております。なお、当該優先株式の発行時の価格はDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を基礎として算定しており、優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権① (注) 5	新株予約権②	新株予約権③ (注) 6
発行年月日	2021年3月24日	2019年6月30日	2019年12月27日	2021年3月15日
種類	D種優先株式	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	1,084,000株	普通株式460,000株	普通株式14,000株	普通株式431,600株
発行価格	923円(注) 4	60円(注) 4	60円(注) 4	275円(注) 4
資本組入額	462円	30円	30円	138円
発行価額の総額	999,990,000円	27,600,000円	840,000円	118,690,000円
資本組入額の総額	499,995,000円	13,800,000円	420,000円	59,345,000円
発行方法	第三者割当	2019年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2019年12月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2020年12月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	—	—	(注) 3

項目	新株予約権④ (注) 7	新株予約権⑤
発行年月日	2021年9月7日	2021年9月30日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式197,200株	普通株式6,000株
発行価格	425円(注) 4	425円(注) 4
資本組入額	213円	213円
発行価額の総額	83,810,000円	2,550,000円
資本組入額の総額	41,905,000円	1,275,000円
発行方法	2021年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	2021年8月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2021年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失(従業員数7名)により、発行数は410,000株、発行価

額の総額は24,600,000円、資本組入額の総額は12,300,000円となっております。

6. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員数6名）により、発行数は394,400株、発行価額の総額は108,460,000円、資本組入額の総額は54,230,000円となっております。
7. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失（従業員数1名）により、発行数は196,800株、発行価額の総額は83,640,000円、資本組入額の総額は41,820,000円となっております。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①
行使時の 払込金額	1株につき60円
行使期間	2021年7月1日から 2028年6月30日まで
行使の条件	<p>①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、当社の取締役会の決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。</p> <p>(a) 権利行使開始日（2021年7月1日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%以下とする。</p> <p>(b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の75%から（a）の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>(c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数から（a）の年および（b）の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。</p> <p>⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権 の譲渡に関 する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権②
行使時の 払込金額	1株につき60円
行使期間	2021年12月27日から 2030年12月26日まで
行使の条件	<p>①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>③新株予約権発行時において社外協力者であったものは、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。</p> <p>⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権 の譲渡に関 する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権③
行使時の 払込金額	1株につき275円
行使期間	2023年2月17日から 2031年2月16日まで
行使の条件	<p>①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時において当会社、当会社の子会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当会社または当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当会社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、当会社の取締役会の決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。</p> <p>(a) 権利行使開始日（新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%以下とする。</p> <p>(b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>(c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数から(a)の年および(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。</p> <p>⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権 の譲渡に関 する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権④
行使時の 払込金額	1株につき425円
行使期間	2023年9月8日から 2031年9月7日まで
行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、当社の取締役会の決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。</p> <p>(a) 権利行使開始日（新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%以下とする。</p> <p>(b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の75%から (a) の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>(c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数から (a) の年および (b) の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。</p> <p>⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権 の譲渡に関 する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	新株予約権⑤
行使時の 払込金額	1株につき425円
行使期間	2023年10月1日から 2031年9月30日まで
行使の条件	<p>①新株予約権者は、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日（以下「株式公開の日」）以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあるものを意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好な関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>④新株予約権者は、以下の期間区分に従って、新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、当社の取締役会の決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り捨てるものとする。</p> <p>(a) 権利行使開始日（新株予約権に係る付与決議の日後2年を経過した日）以降で株式公開の日の翌日から株式公開の日後1年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%以下とする。</p> <p>(b) 株式公開の日以後1年を経過した日から株式公開の日後2年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数の75%から(a)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>(c) 株式公開の日後2年を経過した日から株式公開の日後3年を経過する日までについては、割当てられた新株予約権個数から(a)の年および(b)の年で行使した個数を減じた個数以下とする。</p> <p>⑤新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、又は、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。</p> <p>⑥新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p>
新株予約権 の譲渡に関 する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴 伸一 資本金 33,251百万円	東京都港区虎ノ門一丁目 23番1号	投資事業組合	545,200	502,947,000 (923)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)
YJ3号投資事業組合 業務執行組合員 Z Venture Capital株式会社 代表取締役 堀 新一郎 資本金 200百万円	東京都千代田区紀尾井町 1番3号	投資事業組合	324,000	298,890,000 (923)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名) (注) 1
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社 代表取締役 豊貴 伸一 資本金 33,251百万円	東京都港区虎ノ門一丁目 23番1号	投資事業組合	98,800	91,143,000 (923)	特別利害関係者等 (当社の大株主上位10名)
HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社博報堂DYベンチャーズ 代表取締役 徳久 昭彦 資本金 200百万円	東京都港区赤坂二丁目 14番27号	投資事業組合	52,000	47,970,000 (923)	—
株式会社電通グループ 代表取締役社長執行役員 山本 敏博 資本金 74,609百万円	東京都港区東新橋一丁目 8番1号	広告代理店	52,000	47,970,000 (923)	—
伊東 秀男	東京都墨田区	会社役員	12,000	11,070,000 (923)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりました。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
遠藤竜太	東京都品川区	会社役員	160,000	9,600,000 (60)	特別利害関係者等 (当社の取締役、 大株主上位10名)
佐藤慧斗	東京都港区	会社員	80,000	4,800,000 (60)	当社の従業員
伊東秀男	東京都墨田区	会社員	20,000	1,200,000 (60)	当社の従業員
高久田啓	福島県須賀川市	会社員	20,000	1,200,000 (60)	当社の従業員
宇田篤史	埼玉県川口市	会社員	20,000	1,200,000 (60)	当社の従業員
福山哲平	東京都品川区	会社員	20,000	1,200,000 (60)	当社の従業員
真志田沙英	東京都大田区	会社員	16,000	960,000 (60)	当社の従業員
森美沙希	東京都品川区	会社員	16,000	960,000 (60)	当社の従業員
土方健太郎	東京都品川区	会社員	16,000	960,000 (60)	当社の従業員
松田済	東京都品川区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
矢野康博	東京都世田谷区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
石岡佐和子	東京都葛飾区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
高田圭太郎	神奈川県横浜市都筑区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
阿久津完	東京都大田区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
渡邊武士	東京都三鷹市	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
竹田将宏	東京都杉並区	会社員	4,000	240,000 (60)	当社の従業員
山本みらい	東京都港区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
HyunSungKim	東京都大田区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
大江悠介	東京都品川区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
中村皆斗	東京都品川区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
荒木良太	東京都品川区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
中村勇哉	東京都練馬区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員
長尾優斗	東京都杉並区	会社員	2,000	120,000 (60)	当社の従業員

- (注) 1. 伊東秀男は当社の従業員でありましたが、2021年1月1日付で当社取締役に選任されております。
2. 退職等により権利喪失したものは記載していません。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
有限会社オフィスおさむ 代表取締役 鈴木 収 資本金 3百万円	東京都目黒区青葉台三丁目13番11号	実業家	14,000	840,000 (60)	社外協力者

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
伊東秀男	東京都墨田区	会社役員	48,000	13,200,000 (275)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
渡邊大介	神奈川県鎌倉市	会社員	40,000	11,000,000 (275)	当社の従業員
BurdickAaron	東京都武蔵野市	会社員	36,000	9,900,000 (275)	当社の従業員
笹原哲	東京都世田谷区	会社員	28,000	7,700,000 (275)	当社の従業員
濱田恭匡	福岡県福岡市中央区	会社員	24,000	6,600,000 (275)	当社の従業員
周毅	東京都八王子市	会社員	20,000	5,500,000 (275)	当社の従業員
NambiarVishnu	東京都中野区	会社員	12,000	3,300,000 (275)	当社の従業員
宇田篤史	埼玉県川口市	会社員	12,000	3,300,000 (275)	当社の従業員
押見啓騎	東京都目黒区	会社員	12,000	3,300,000 (275)	当社の従業員
土方健太郎	東京都品川区	会社員	12,000	3,300,000 (275)	当社の従業員
藤田龍斗	東京都北区	会社員	12,000	3,300,000 (275)	当社の従業員
早瀬牧	東京都港区	会社員	12,000	3,300,000 (275)	当社の従業員
三宅善貴	東京都港区	会社員	12,000	3,300,000 (275)	当社の従業員
一瀬修	神奈川県座間市	会社員	8,000	2,200,000 (275)	当社の従業員
高田圭太郎	神奈川県横浜市都筑区	会社員	8,000	2,200,000 (275)	当社の従業員
森美沙希	東京都品川区	会社員	8,000	2,200,000 (275)	当社の従業員
竹田将宏	東京都杉並区	会社員	8,000	2,200,000 (275)	当社の従業員
志賀亮太	東京都世田谷区	会社員	8,000	2,200,000 (275)	当社の従業員
岡のぞみ	東京都目黒区	会社員	4,000	1,100,000 (275)	当社の従業員
荒木良太	東京都品川区	会社員	4,000	1,100,000 (275)	当社の従業員
史可	神奈川県川崎市麻生区	会社員	4,000	1,100,000 (275)	当社の従業員
大江悠介	東京都品川区	会社員	4,000	1,100,000 (275)	当社の従業員
中村皆斗	東京都品川区	会社員	4,000	1,100,000 (275)	当社の従業員
福山哲平	東京都品川区	会社員	4,000	1,100,000 (275)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
PerlmanOr	東京都世田谷区	会社員	4,000	1,100,000 (275)	当社の従業員
松田昭博	埼玉県幸手市	会社役員	2,000	550,000 (275)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
LeTranKhoiNguyen	東京都西東京市	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
DuangphachanKhambolisouth	千葉県印西市	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
榎原明香	東京都品川区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
王維凱	東京都板橋区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
高坂和樹	東京都品川区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
中村勇哉	東京都練馬区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
長尾優斗	東京都杉並区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
田中暁人	神奈川県横浜市南区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
渡邊武士	東京都三鷹市	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
姜天叢	東京都豊島区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
杉田由加利	神奈川県横浜市青葉区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
高橋賢	茨木健潮来市	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
田中宏	東京都世田谷区	会社員	2,000	550,000 (275)	当社の従業員
BoyerJulien	東京都品川区	会社員	1,200	330,000 (275)	当社の従業員

(注) 1. 退職等により権利喪失したものは記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）43名、割当株式17,200株に関する記載は省略しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渡邊雄介	東京都中央区	会社員	42,000	17,850,000 (425)	当社の従業員
笹原哲	東京都世田谷区	会社員	14,000	5,950,000 (425)	当社の従業員
姜天馥	東京都豊島区	会社員	10,000	4,250,000 (425)	当社の従業員
濱田恭匡	福岡県福岡市中央区	会社員	8,000	3,400,000 (425)	当社の従業員
史可	神奈川県川崎市麻生区	会社員	8,000	3,400,000 (425)	当社の従業員
PerlmanOr	東京都世田谷区	会社員	8,000	3,400,000 (425)	当社の従業員
BurdickAaron	東京都武蔵野市	会社員	6,000	2,550,000 (425)	当社の従業員
HyunSungKim	東京都大田区	会社員	6,000	2,550,000 (425)	当社の従業員
土方健太郎	東京都品川区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
押見啓騎	東京都目黒区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
早瀬牧	東京都港区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
三宅善貴	東京都港区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
竹田将宏	東京都杉並区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
高田圭太郎	神奈川県横浜市都筑区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
NambiarVishnu	東京都中野区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
藤田龍斗	東京都北区	会社員	4,000	1,700,000 (425)	当社の従業員
BoyerJulien	東京都品川区	会社員	2,800	1,190,000 (425)	当社の従業員
渡邊大介	神奈川県鎌倉市	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
中村皆斗	東京都品川区	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
渡邊武士	東京都三鷹市	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
荒木良太	東京都品川区	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
大江悠介	東京都品川区	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
榎原明香	東京都品川区	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
高橋賢	茨城県潮来市	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
小原昂大	東京都目黒区	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
田村公史	東京都町田市	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
RodebeckSeth	東京都八王子市	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
細野陽子	東京都世田谷区	会社員	2,000	850,000 (425)	当社の従業員
丹羽佑夏	神奈川県小田原市	会社員	1,600	680,000 (425)	当社の従業員
MattanScott	神奈川県横浜市港北区	会社員	1,600	680,000 (425)	当社の従業員
呂偉	東京都豊島区	会社員	1,600	680,000 (425)	当社の従業員
木下俊樹	東京都新宿区	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
井上明日香	東京都大田区	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
鈴木大介	東京都墨田区	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
峯美紀子	東京都世田谷区	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
市川昌輝	埼玉県朝霞市	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
北川昇平	千葉県市川市	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
長嶋祥子	東京都狛江市	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
島崎雅博	東京都中野区	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
上杉智亜紀	東京都渋谷区	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
小賀野雅也	千葉県松戸市	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
中村公一	埼玉県ふじみ野市	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
丸山友秀	東京都三鷹市	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員
吉本七菜	東京都中央区	会社員	1,200	510,000 (425)	当社の従業員

(注) 1. 退職等により権利喪失したものは記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）44名、割当株式17,600株に関する記載は省略しております。

新株予約権⑤

全ての新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）であるため、記載を省略しております。なお、従業員数は15名、割当株式総数は6,000株であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年 9月22日	-	-	-	HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社博報堂DYベン チャーズ 代表取締役 徳久 昭彦	東京都 港区赤坂二丁目14番 27号	-	D種優先株式 △52,000 普通株式 52,000 (注) 2	-	(注) 1
2021年 9月22日	-	-	-	株式会社電通グループ 代表取締役 社長執行役員 山本 敏博	東京都 港区東新橋一丁目8番 1号	-	D種優先株式 △52,000 普通株式 52,000 (注) 2	-	(注) 1

(注) 1. 2021年9月22日開催の取締役会決議により、D種優先株式につき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年9月22日付で自己株式として取得し、対価としてD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。なお、D種優先株式の発行時の価格はDCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を基礎として算定しており、D種優先株式1株の発行価格は、普通株式1株との権利の違いを考慮した価格となっております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
清水正大(注)1.2.	東京都目黒区	4,528,000	32.75
株式会社フリークアウト・ホールディングス(注)2.	東京都港区六本木六丁目3番1号	3,107,200	22.47
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合(注)2.	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	2,714,000	19.63
株式会社サイバーエージェント(注)2.	東京都渋谷区宇田川町40番1号	920,000	6.65
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合(注)2.	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	490,000	3.54
YJ3号投資事業組合(注)2.	東京都千代田区紀尾井町1番3号	324,000	2.34
遠藤竜太(注)2.3.	東京都品川区	256,000 (200,000)	1.85 (1.45)
FreakOut Shinsei Fund 1号投資事業有限責任組合(注)2.	東京都港区六本木六丁目3番1号	216,800	1.57
株式会社ウィルグループ(注)2.	東京都中野区本町一丁目32番2号	212,000	1.53
伊東秀男(注)3.	東京都墨田区	80,000 (68,000)	0.58 (0.49)
佐藤隼斗(注)5.	東京都港区	80,000 (80,000)	0.58 (0.58)
猪木俊宏(注)2.4.	東京都港区	56,000	0.41
HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂二丁目14番27号	52,000	0.38
株式会社電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	52,000	0.38
BurdickAaron(注)5.	東京都武蔵野市	42,000 (42,000)	0.30 (0.30)
笹原哲(注)5.	東京都世田谷区	42,000 (42,000)	0.30 (0.30)
渡邊大介(注)5.	神奈川県鎌倉市	42,000 (42,000)	0.30 (0.30)
渡邊雄介(注)5.	東京都中央区	42,000 (42,000)	0.30 (0.30)
宇田篤史(注)5.	埼玉県川口市	32,000 (32,000)	0.23 (0.23)
土方健太郎(注)5.	東京都品川区	32,000 (32,000)	0.23 (0.23)
濱田恭匡(注)5.	福岡県福岡市中央区	32,000 (32,000)	0.23 (0.23)
松田済(注)5.	東京都品川区	28,000 (28,000)	0.20 (0.20)
森美沙希(注)5.	東京都品川区	24,000 (24,000)	0.17 (0.17)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
福山哲平(注)5.	東京都品川区	24,000 (24,000)	0.17 (0.17)
高久田啓(注)5.	福島県須賀川市	20,000 (20,000)	0.14 (0.14)
周毅(注)5.	東京都八王子市	20,000 (20,000)	0.14 (0.14)
NambiarVishnu(注)5.	東京都中野区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
押見啓騎(注)5.	東京都目黒区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
高田圭太郎(注)5.	神奈川県横浜市都筑区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
三宅善貴(注)5.	東京都港区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
早瀬牧(注)5.	東京都港区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
竹田将宏(注)5.	東京都杉並区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
藤田龍斗(注)5.	東京都北区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
真志田沙英(注)5.	東京都大田区	16,000 (16,000)	0.12 (0.12)
有限会社オフィスおさむ	東京都目黒区青葉台三丁目13番11号	14,000 (14,000)	0.10 (0.10)
姜天戩(注)5.	東京都豊島区	12,000 (12,000)	0.09 (0.09)
PerlmanOr(注)5.	東京都世田谷区	12,000 (12,000)	0.09 (0.09)
史可(注)5.	神奈川県川崎市麻生区	12,000 (12,000)	0.09 (0.09)
一瀬修(注)5.	神奈川県座間市	8,000 (8,000)	0.06 (0.06)
荒木良太(注)5.	東京都品川区	8,000 (8,000)	0.06 (0.06)
志賀亮太(注)5.	東京都世田谷区	8,000 (8,000)	0.06 (0.06)
大江悠介(注)5.	東京都品川区	8,000 (8,000)	0.06 (0.06)
中村皆斗(注)5.	東京都品川区	8,000 (8,000)	0.06 (0.06)
渡邊武士(注)5.	東京都三鷹市	8,000 (8,000)	0.06 (0.06)
HyunSungKim(注)5.	東京都大田区	8,000 (8,000)	0.06 (0.06)
その他130名	—	123,200 (123,200)	0.89 (0.89)
計	—	13,825,200 (1,085,200)	100.00 (7.85)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 特別利害関係者等（当社の監査役）
5. 当社の従業員
6. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
7. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

株式会社ZEALS

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 正邦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZEALSの2019年4月1日から2020年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZEALSの2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月10日

株式会社ZEALS

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 正邦

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZEALSの2020年4月1日から2021年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZEALSの2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2021年11月10日

株式会社ZEALS

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野口 正邦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ZEALSの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ZEALSの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

